

経済・財政新生計画 改革実行プログラム2025

令和7年12月25日
経済財政諮問会議

(目次)

経済・財政新生計画 改革実行プログラム2025の位置づけ	02
1. 社会保障	03
働き方に中立的な社会保障制度等の構築	06
医療・介護制度等の改革	07
その他の制度等改革項目	25
2. 文教・科学技術	30
質の高い公教育の再生	32
高等教育の機能強化等	36
研究・イノベーション力の向上	40
3. 社会資本整備	43
まちづくりとインフラ維持管理の効率化・高度化	45
公共投資の効率化・重点化	48
P P P / P F I の推進	50
持続可能な土地及び水資源の利用・管理	51
4. 地方行財政	57
持続可能な地方行財政（総論）	59
自治体DXの推進	60
地方自治体の広域連携及び多様な主体との連携・協働	66
地方自治体の財政マネジメントの強化	68

経済・財政新生計画 改革実行プログラム2025の位置づけ

- 骨太方針2024においては、「本年末までにE B P Mの強化策及び経済・財政一体改革の工程を具体化するとともに、毎年改革の進捗管理・点検・評価を実施する」とされたところ、令和6年12月、骨太方針2024に掲げられた改革項目の着実な推進に向けて、①社会保障、②文教・科学技術、③社会資本整備、④地方行財政について、今後3年間（2025年度～2027年度）を中心に、「何を」「いつまでに」「どのように」進めるか、改革のロードマップを具体化した「経済・財政新生計画 改革実行プログラム2024」を取りまとめた。
- 骨太方針2025では、「経済財政諮問会議において、「E B P Mアクションプラン」、「改革実行プログラム」及び「進捗管理・点検・評価表」に基づき、毎年改革の進捗管理・点検・評価を行い、進捗や政策効果を確認し、更なる政策の企画・立案に結び付ける」とされたところ、「経済・財政新生計画 改革実行プログラム2024」に骨太方針2025等に盛り込まれた施策の追加、スケジュールの改定などを行い、改訂版となる「経済・財政新生計画 改革実行プログラム2025」を取りまとめた。

1. 社会保障

【ポイント】

- ・ 物価・賃金が上昇する成長経済にふさわしい持続可能な社会保障制度を構築するため、効率的で強靭な医療・介護サービスの提供体制の実現、医療・介護DXによる生産性の向上、疾病予防等の取組の推進、応能負担の徹底を通じた現役世代・高齢世代などの給付・負担構造の見直しなど、全世代型社会保障制度の構築を進める。
- ・ そのために、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」「骨太方針2025」等に掲げられた改革項目のスケジュールを明確化し、実現できる項目から着実に実施する。

【工程の主な概要①】

○勤労者皆保険の実現に向けた取組等の働き方に中立的な制度の構築

- 短時間労働者への被用者保険の適用に関する企業規模要件の撤廃、常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種の解消、「年収の壁」への対応、在職老齢年金制度の見直しについて、2025年に成立した年金制度改革法を着実に施行する。更なる被用者保険の適用拡大等については、年金制度改革法の検討規定等に基づき検討を進める。 等

○生産性の向上、質の向上

- 全国医療情報プラットフォームの構築（電子カルテ情報共有サービスの構築、社会保険診療報酬支払基金の抜本的改組、概ね全ての調剤結果の電子処方箋管理サービスへの登録、情報連携基盤・電子カルテ情報DB（二次利用用）の構築等）、診療報酬改定DXに順次取り組む。
- 介護の生産性・質の向上（ロボット・ICT活用、協働化・大規模化の推進等）について、KPIに基づき進捗管理を行いつつ、取組を推進する。 等

○効率的なサービス提供

- 新たな地域医療構想について、2026年度に都道府県における構想策定を行い、2027年度から取組を実施する。病床について、地域の実情を踏まえた調査を行った上で、不可逆的な措置を講じつつ、次の地域医療構想までに削減を図る。かかりつけ医機能報告の施行の状況について把握・整理を行う。2024年末に策定された医師偏在対策の総合的な対策のパッケージに基づく取組を順次実施。
- 多剤重複投薬等の適正化について、2024年度診療報酬改定の影響の検証等を踏まえ、2026年度診療報酬改定において必要な見直しを検討。
- 医療費適正化や都道府県のガバナンス強化等にも資するよう、国民健康保険の調整交付金や保険者努力支援制度等の在り方について検討し、保険者努力支援制度において、医療費適正化のインセンティブがより働くようメリハリを強化することとしたところである。調整交付金や保険者努力支援制度その他の財政支援の在り方について、引き続き、更なる検討を行う。
- 中山間・人口減少地域における柔軟な対応等の2040年に向けた介護サービス提供体制の構築、ケアマネジメント及び軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方について、2024年度から議論を開始。2025年度までに結論を得て、その結果に基づき必要な制度改革等を実施する。 等

【工程の主な概要②】

○能力に応じた全世代の支え合い

- ケアマネジメントに関する給付の在り方については2025年度までに結論を得て、その結果に基づき必要な制度改正等を実施。「一定以上所得」（2割負担）の判断基準の見直しについては、第10期介護保険事業計画期間の開始（2027年度～）の前までに結論を得ることとする。
- 医療・介護保険制度における負担への金融所得の反映に向けて、具体的な制度設計を進める。総合経済対策2025を踏まえ、高齢者の窓口負担割合等に金融所得を反映するため、具体的な法制上の措置を令和7年度中に講じる。
- 高額療養費制度の自己負担限度額の在り方について、医療保険制度における他の制度改正項目とあわせて関係審議会等において検討した結果を踏まえ、必要な措置を実施する。 等

○医薬品等のイノベーションの推進、安定供給確保、薬剤保険給付の在り方の見直し等

- 2024年度診療報酬改定の施行状況の検証を行うとともに、薬剤自己負担の見直し項目について、2028年度までに必要な対応を検討する。総合経済対策2025を踏まえ、OTC類似薬を含む薬剤自己負担の見直しについて、現役世代の保険料負担の一定規模の抑制につながる具体的な制度設計を令和7年度中に実現した上で、令和8年度中に実施する。
- 2026年度薬価改定については、診療報酬改定と合わせ実施する。 等

○疾病予防等の取組の推進

- 地域フォーミュラリの普及推進策の検討及び各地域における策定の取組の推進、各保険者におけるデータヘルス計画に基づく保健事業の推進、がんを含む生活習慣病の重症化予防、リスクに応じたがん検診等の充実に向けた取組の推進等に取り組む。 等

○2026年度診療報酬改定

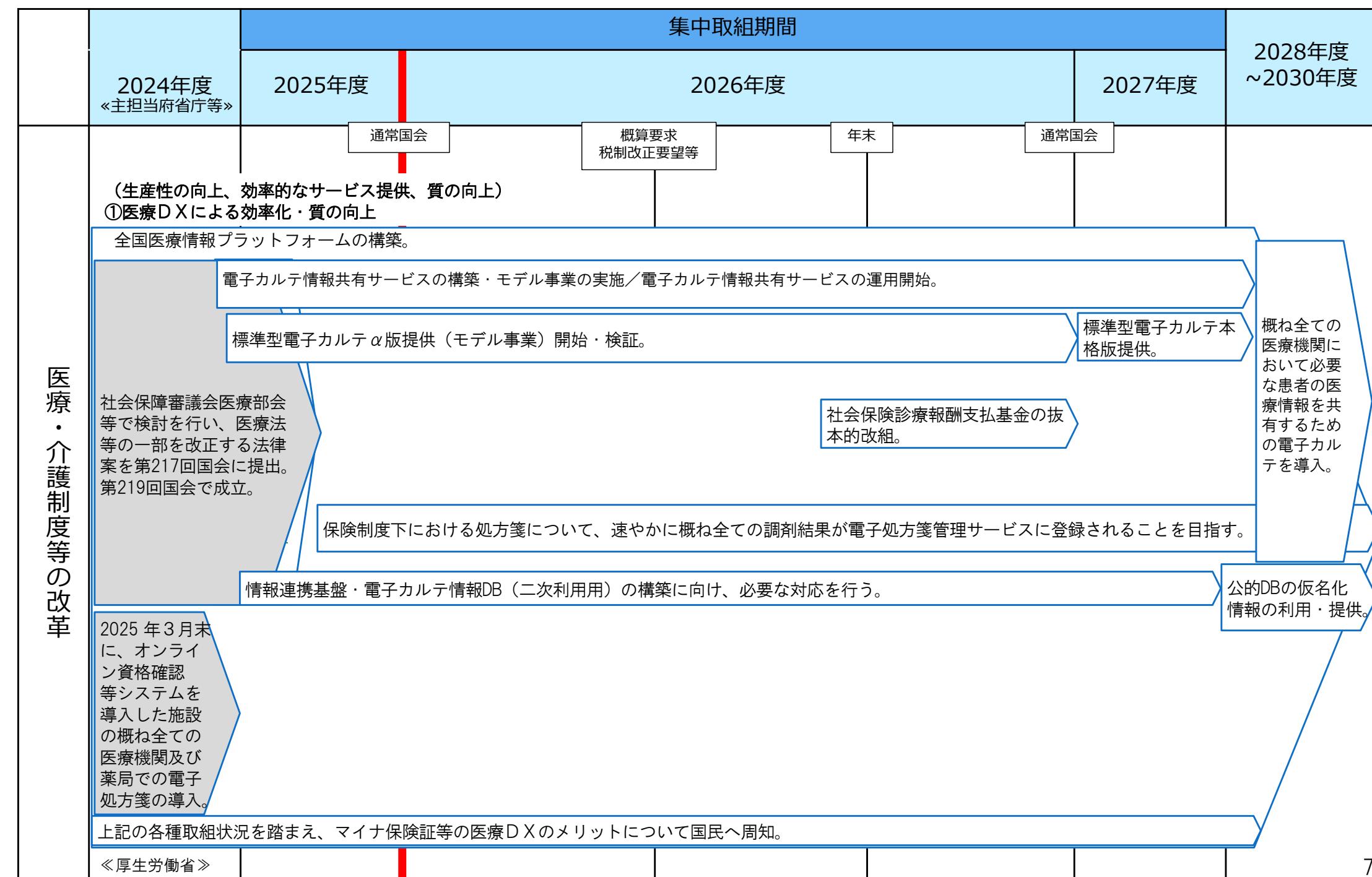
- インフレ下における医療給付の在り方と現役世代の保険料負担抑制の整合性を確保しつつ、特に高度機能医療を担う病院の経営安定化と従事者の処遇改善（診療報酬体系の抜本的見直し）の観点や2040年頃を見据えた医療機関（病院・診療所）の機能に着目した分化・連携と地域における医療の確保、地域包括ケアシステムの推進、多剤重複投薬対策等に留意しながら実施する。

○連立政権合意書（令和7年10月20日）に盛り込まれたその他の社会保障改革（※1）

- 令和7年度中に具体的な骨子について合意し、令和8年度中に具体的な制度設計を行い、順次実施する。
※1 「「「強い経済」を実現する総合経済対策」について」（令和7年11月21日閣議決定）注釈58に掲げる内容を含む

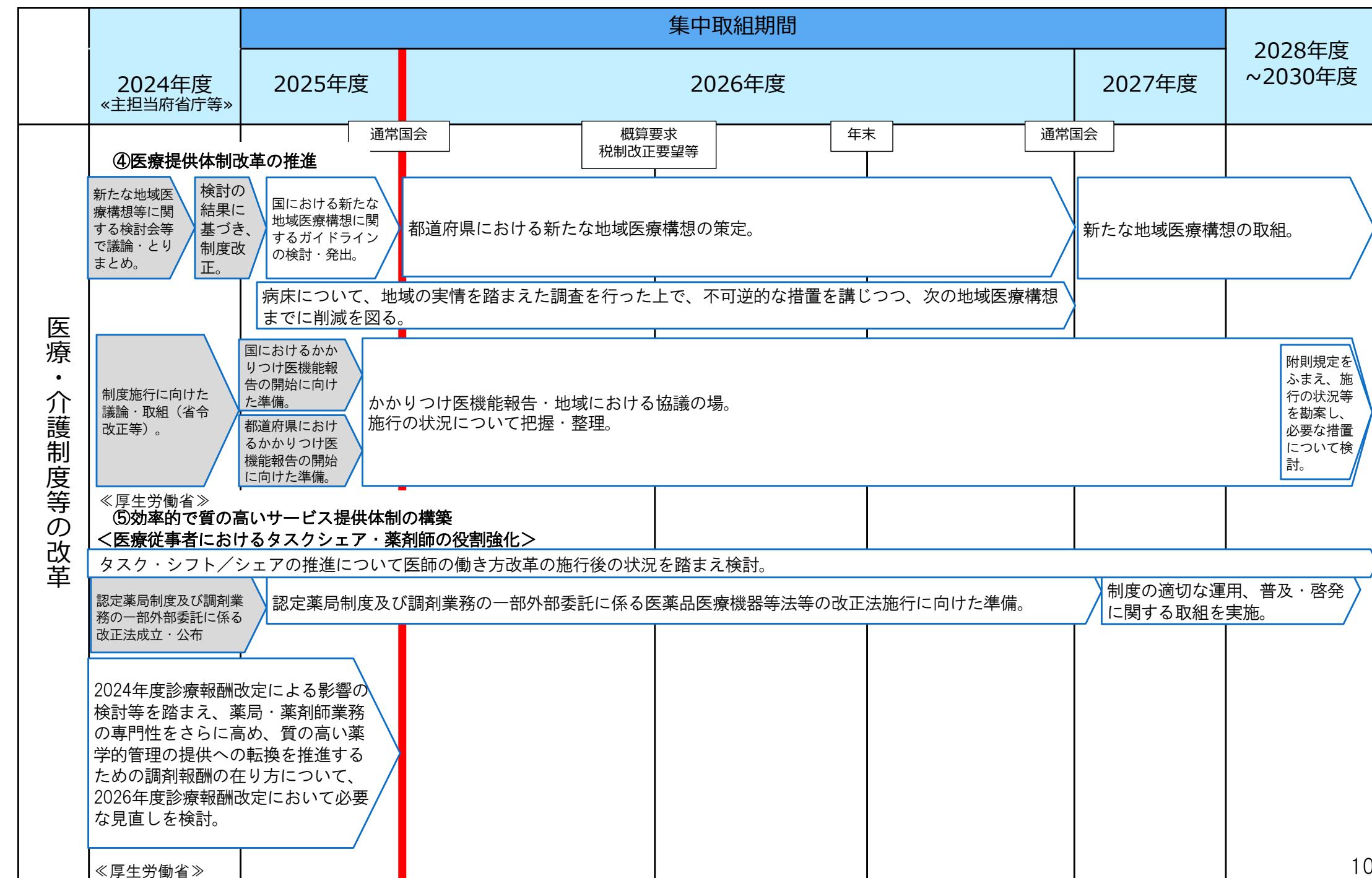
※2 こども分野については、「こども・子育て支援加速化プラン」に基づき改革を着実に実施。

	2024年度 «主担当府省庁等»	集中取組期間					2028年度 ~2030年度
		2025年度	2026年度	2027年度			
働き方に中立的な社会保障制度等の構築		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会		
		(勤労者皆保険の実現に向けた取組等の働き方に中立的な制度の構築)					
	①短時間労働者への被用者保険の適用に関する企業規模要件の撤廃	令和7年年金制度改革法施行に向けた必要な措置の実施及び事業主や労働者への周知・広報。					企業規模要件を段階的に縮小・撤廃。(令和9年に35人超、令和11年に20人超、令和14年に10人超、令和17年に10人以下)
	社会保険審議会年金部会等で検討・検討規定に基づき令和7年年金制度改革法案を提出・成立 «厚生労働省»	短時間労働者を任意に適用できる制度の推進に向けた事業主や労働者への周知・広報。					
	②常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種の解消	令和7年年金制度改革法施行に向けた必要な措置の実施及び事業主や労働者への周知・広報。					非適用業種の解消。(令和11年)
	社会保険審議会年金部会等で検討・検討規定に基づき令和7年年金制度改革法案を提出・成立 «厚生労働省»	令和7年年金制度改革法施行に向けた必要な措置の実施及び事業主や労働者への周知・広報。					
	③週所定労働時間20時間未満の労働者、常時5人未満を使用する個人事業所への被用者保険の適用拡大	令和7年年金制度改革法の検討規定等に基づき、引き続き検討を加え、その結果を踏まえ必要な措置を講じる。					
	社会保険審議会年金部会等で検討 «厚生労働省»	令和7年年金制度改革法の検討規定等に基づき、引き続き検討を加え、その結果を踏まえ必要な措置を講じる。					
	④フリーランス・ギグワーカーの社会保険の適用の在り方の整理	労働者性が認められる者については、労働行政と社会保険行政との連携により被用者保険の適用を着実に実施。					
	上記以外の者の取扱いについて、社会保険審議会年金部会等で検討 «厚生労働省»	令和7年年金制度改革法の検討規定等に基づき、引き続き検討を加え、その結果を踏まえ必要な措置を講じる。					
	⑤年収の壁に対する取組	いわゆる「130万円の壁」については、「壁」を意識せず働くことのできる施策に取り組みつつ、上述のとおり被用者保険の適用拡大に取り組む。					
社会保険制度の見直し	「年収の壁・支援強化パッケージ」の着実な実行。	令和7年年金制度改革法施行(いわゆる「106万円の壁」と呼ばれる賃金要件の撤廃)に向けた必要な措置の実施及び事業主や労働者への周知・広報。	賃金要件の撤廃。(令和8年10月予定)				
	社会保険審議会年金部会等で検討・検討規定に基づき令和7年年金制度改革法案を提出・成立 «厚生労働省»	令和7年年金制度改革法施行に向けた必要な措置の実施及び事業主や労働者への周知・広報。					
	⑥在職老齢年金制度の見直し	支給停止となる収入基準額50万円から62万円に引上げ(いずれも令和6年度価格)。					
社会保険制度の見直し	社会保険審議会年金部会等で検討・検討規定に基づき令和7年年金制度改革法案を提出・成立 «厚生労働省»	令和7年年金制度改革法施行に向けた必要な措置の実施及び事業主や労働者への周知・広報。					
							6



	2024年度 «主担当府省庁等»	集中取組期間					2028年度 ~2030年度
		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度 ~2030年度		
		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会		
医療・介護制度等の改革		(生産性の向上、効率的なサービス提供、質の向上) ①医療DXによる効率化・質の向上 <診療報酬改定DX>					
	共通算定モジュール（医科・DPC）の設計・開発、 テスト運用の実施など、実装に向けた準備を進める。	共通算定モジュール（医科・DPC）の提供・機能拡充、 提供範囲拡大。	《厚生労働省》		②生成AI等を用いた医療データの利活用の促進	戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第3期統合型ヘルスケアシステムの構築。	基盤技術の開発、 既存技術群を活用し随时事業化。 SIP第3期補正 予算事業・医療分 野LIM/LMM の研究開発。
	《厚生労働省》						8

	2024年度 «主担当府省庁等»	集中取組期間					2028年度 ~2030年度
		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度 ~2030年度		
		通常国会	概算要求 税制改正希望等	年末	通常国会		
	③医療機関、介護施設等の経営情報の更なる見える化 ＜医療法人＞	医療法人の経営情報等を収集し分析結果を公表。	医療法人の経営情報等との連携・活用を検討。	提出情報のさらなる改善等について検討・実施。	実施状況等を踏まえ制度改正を実施。		
医療 ・介護 制度等 の改革	第三者提供制度の具体的な提供要件等の検討・施行。	医療法人情報の提供。					
	「厚生労働省」 ＜介護サービス事業者＞	介護サービス事業者経営情報データベースシステムの運用開始。	介護サービス事業者経営情報データベースシステムにより報告を受けた、事業者の収支状況や職種別の給与総額等の経営情報について、分析・公表を行うとともに、報告項目等の在り方について継続的に検討を行う。				
	「厚生労働省」 ＜障害福祉サービス等事業者＞	データベースの運用開始に向けた検討・準備。	障害福祉サービス等事業者の経営情報に関するデータベースの運用を開始。	報告を受けた事業者の収支状況や職種別の給与総額等の経営情報について、分析・公表を行うとともに、報告項目等の在り方について継続的に検討を行う。			
	「厚生労働省、こども家庭庁」 ＜保育所等＞	保育所等における経営情報の見える化のシステムの運用開始に向けた改修等。	保育所等における継続的な経営情報の見える化のシステムの運用開始（システム上の報告・公表）。	報告を受けた事業者の収支状況や職種別の給与等の経営情報について、可能なものから随時、分析・公表を行うとともに、必要に応じて、報告・公表の在り方について継続的に検討を行う。			
	「こども家庭庁」						



	2024年度 «主担当府省庁等»	集中取組期間				2028年度 ~2030年度
		2025年度	2026年度	2027年度		
医療・介護制度等の改革	<p>通常国会</p> <p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p>	<p>リフィル処方箋</p> <ul style="list-style-type: none"> リフィル処方箋について、2024年度診療報酬改定による影響の調査・検証を行うとともに、2026年度診療報酬改定において、報酬上の対応を含め適切な運用や活用策について検討する。 リフィル処方に係る具体的なKPIの設定を検討し、必要な対応を速やかに行う。 各都道府県において地域の関係者で連携して普及に取り組めるよう、国から都道府県へ関係データの提供等を行うとともに、引き続き国民向けにリフィル処方箋を広く周知する。 <p>設定されたKPIの達成に向けた更なる取組の推進。</p> <p>保険者インセンティブ制度を活用し、保険者による加入者に対するリフィル処方箋の周知の取組を促進。</p>	《厚生労働省》			

	2024年度 «主担当府省庁等»	集中取組期間				2028年度 ~2030年度
		2025年度	2026年度	2027年度		
医療 ・介護 制度等の 改革		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会	
	⑤効率的で質の高いサービス提供体制の構築 ＜多剤重複投薬等の適正化＞	2024年度診療報酬改定における、医師・病院薬剤師と薬局薬剤師の協働の取組による医薬品の適正使用の評価の見直し等、多剤投与の適正化に係る診療報酬上の対応について、その影響の検証等を踏まえ、2026年度診療報酬改定において必要な見直しを検討。				
		重複投薬等の是正について、電子処方箋の活用推進等により更なる取組の推進を図る。				
	ポリファーマシー対策に係る業務手順書等の普及・啓発と実証的な調査の実施。		医療現場・地域における高齢者のポリファーマシー対策のより一層の推進。			
	『厚生労働省』					
	⑥医師偏在対策等	策定された総合的な対策のパッケージに基づく取組を順次実施。				
	経済的インセンティブ、規制的手法等を組み合せた総合的な対策のパッケージの検討・策定。	パッケージ等に基づき、制度改正。	国における第8次（後期）医師確保計画策定ガイドラインの検討・発出。	都道府県における第8次（後期）医師確保計画の策定。	都道府県における第8次（後期）医師確保計画の取組。	
	地域枠の効果を適切に評価する。	評価を踏まえ、地域枠について必要な対応を実施。				
	『厚生労働省』					

	2024年度 «主担当府省庁等»	集中取組期間				2028年度 ~2030年度
		2025年度	2026年度	2027年度		
医療 ・ 介護 制度等 の改革	<p>⑦介護サービスを必要とする利用者の長期入院の是正</p> <p>地域医療構想において、病床の機能分化・連携の推進を図る。</p> <p>医療療養病床の介護保険施設等への転換を支援する「病床転換助成事業」を実施。事業期限の到来までに、今後の事業の在り方について検討。</p> <p>療養病棟入院基本料について、2024年度診療報酬改定による影響の調査・検証を踏まえ、2026年度診療報酬改定において必要な見直しを検討。</p> <p>介護医療院について、医療の必要な要介護者の長期療養・生活施設として更なる機能強化を図るための対応を2027年度介護報酬改定において検討。</p> <p>利用者の生活の質向上及び保険給付の効率化の観点から、本来介護としてのケアが必要で、医療の必要性が低い者が、医療療養病床などで長期入院している実態が引き続き見られるとの指摘について、利用者の心身の状況に合わせた質の高いケアの提供を行えるよう対応を行う。</p> <p>«厚生労働省»</p>	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会	

	2024年度 «主担当府省庁等»	集中取組期間				2028年度 ~2030年度
		2025年度	2026年度	2027年度		
		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会	
医療・介護制度等の改革		<p>⑧2040年に向けた介護サービス提供体制の構築（中山間・人口減少地域における柔軟な対応等）</p> <p>社会保障審議会介護保険部会等で検討。 《厚生労働省》</p> <p>検討の結果に基づき、法案提出も含めた必要な措置を講ずる。</p>	<p>都道府県・市町村における第10期介護保険事業（支援）計画の策定。</p>		<p>都道府県・市町村における第10期介護保険事業（支援）計画の取組。</p>	
		<p>⑨介護の生産性・質の向上（ロボット・ICT活用、協働化・大規模化の推進等） <生産性の向上></p> <p>KPIに基づき進捗管理を行いつつ、都道府県のワンストップ型の総合相談センターを設置し、地域の実情に応じたICTや介護ロボットの導入支援や伴走支援、DX人材の育成等の取組を推進。</p>				
			<p>CARISOの整備によるヘルスケアスタートアップの振興・支援や介護ロボット等のUI（ユーザーインターフェース）の改善、ニーズを踏まえた機器開発のほか、効果的な事例の横展開、課題の調査研究を実施。</p>			
			<p>介護付き有料老人ホーム以外の介護施設（特別養護老人ホーム等）についても、今後の実証事業によってエビデンスが確認された場合は、次期介護報酬改定を待たずに、人員配置基準の特例的な柔軟化を行う方向で、更なる見直しの検討を行う。</p>			
			<p>《厚生労働省》</p>			

	2024年度 «主担当府省庁等»	集中取組期間					2028年度 ~2030年度
		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度 ~2030年度		
医療 ・ 介護 制度等 の改革		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会		
	⑨介護の生産性・質の向上（ロボット・ＩＣＴ活用、協働化・大規模化の推進等） ＜経営の協働化・大規模化＞						
	介護サービス事業者の経営の協働化・大規模化を推進するため、社会福祉連携推進法人の活用や小規模事業者のネットワーク構築の促進、法人・事業所間の連携による事務処理部門の集約や、共同で行うＩＣＴインフラの整備、人事管理システムの共通化などにより一層取り組むとともに、好事例の横展開を図る。						
	「厚生労働省」 ＜外国人介護人材を含めた人材確保対策＞						
	海外現地での戦略的な掘り起こしの強化や定着支援の取組など、外国人を含む介護人材の確保・定着を支援する。						
	「厚生労働省」 ＜介護情報基盤＞						介護情報基盤の本格運用を開始する。
	地域の関係者が連携し、利用者一人一人の状態に応じたサービスを提供できるよう、本人、介護事業所、自治体等の関係者が介護サービス利用者の介護情報等を電子的に共有できる情報基盤を整備する。						
	「厚生労働省」 ＜介護報酬におけるアウトカム報酬＞						
	自立支援・重度化防止に資するサービスの提供を推進していく観点から、介護報酬におけるアウトカム評価の在り方について検討を行う。						
	「厚生労働省」						

	2024年度 «主担当府省庁等»	集中取組期間					2028年度 ~2030年度
		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度 ~2030年度		
		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会		
医療 ・ 介護 制度等 の改革	<p>⑩イノベーションの適切な評価などの更なる薬価上の措置を推進するための長期収載品の保険給付の在り方の見直し</p> <p>バイオ医薬品の後続医薬品（バイオシミラー）の使用促進に向け、2024年10月から施行された長期収載品の選定療養も参考にしつつ、医療保険上の対応を検討する。</p> <p>《厚生労働省》</p> <p>⑪イノベーションの推進、安定供給の確保と薬剤保険給付の在り方の見直し</p> <p>・全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）を踏まえ、引き続き検討とされた薬剤自己負担の見直し項目である「薬剤定額一部負担」、「薬剤の種類に応じた自己負担の設定」について、2024年10月から開始した長期収載品を希望した場合の特別の料金についての取組状況を踏まえ、必要な対応を検討する。</p> <p>総合経済対策 2025を踏まえ、OTC類似薬を含む薬剤自己負担の見直しについて、現役世代の保険料負担の一定規模の抑制につながる具体的な制度設計を令和7年度中に実現</p> <p>・2024年度診療報酬改定における長期収載品の保険給付の在り方の見直しについて、その実態を把握するとともに、制度の運用方法等に関する必要な検証を行う。 ・2024年度診療報酬改定におけるイノベーションの評価や後発品の安定供給の確保のための対応状況も含め、その施行状況について検証を行う。</p> <p>《厚生労働省》</p>	令和8年度中に実施					

	2024年度 «主担当府省庁等»	集中取組期間				2028年度 ~2030年度
		2025年度	2026年度	2027年度		
医療・介護制度等の改革		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会	
<p>⑫国保の普通調整交付金の医療費勘案・後期高齢者医療制度のガバナンス強化</p> <p>医療費適正化等の観点から調整交付金や保険者努力支援制度等の在り方について検討し、一定の結論を得る。</p> <p>保険者機能の強化等を進めるための取組（保険者努力支援制度における医療費適正化のインセンティブがより働くようなメリハリづけの強化等）を進め、人口動態や適用拡大による加入者の変化等を踏まえ、医療費適正化や都道府県のガバナンス強化等にも資するよう、調整交付金や保険者努力支援制度その他の財政支援の在り方について、引き続き、更なる検討を行う。</p> <p>都道府県のガバナンスを強化する観点から、現在広域連合による事務処理が行われている後期高齢者医療制度の在り方の検討を深める。</p>						
<p>«厚生労働省»</p> <p>⑬国保の都道府県保険料水準統一の更なる推進</p> <p>国民健康保険の財政運営を安定化させ、被保険者の受益と負担を公平化させる観点から、保険料水準統一加速化プランにおける各都道府県の取組状況の把握・分析・事例展開や、進捗状況に応じた調整交付金・保険者努力支援制度による財政措置も活用し、将来的には都道府県の保険料水準を「完全統一」することを見据えた取組を行う。</p> <p>まずは、各都道府県における「納付金ベースの統一」を目指すこととし、各都道府県において国民健康保険運営方針の中間見直し年の前年（2026年）の意思決定を目指し、取組を進める。</p> <p>完全統一の達成を目指して、都道府県への支援等の取組を着実に実施。</p>						
<p>«厚生労働省»</p>						

	2024年度 «主担当府省庁等»	集中取組期間				2028年度 ~2030年度
		2025年度	2026年度	2027年度		
		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会	
<p>⑭介護保険制度改革（ケアマネジメントに関する給付の在り方、軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方、第1号保険料負担の在り方）</p>						
医療 ・介護制度等の改革	<p>ケアマネジメントに関する給付の在り方については、利用者やケアマネジメントに与える影響、他のサービスとの均衡等も踏まえながら、包括的に検討を行い結論を得る。</p>		<p>その結果に基づき必要な制度改正等を実施する。</p>			
	<p>軽度者（要介護1及び2の者）への生活援助サービス等に関する給付の在り方については、現行の介護予防・日常生活支援総合事業に関する評価・分析や活性化に向けた取組等を行いつつ、市町村の意向や利用者への影響等も踏まえながら、包括的に検討を行い結論を得る。</p>		<p>引き続き検討を行い、検討の結果に基づき、必要な措置を講ずる。</p>			
«厚生労働省»						

	2024年度 «主担当府省庁等»	集中取組期間				2028年度 ~2030年度
		2025年度	2026年度	2027年度		
医療 ・ 介護 制度等 の改革	⑯サービス付き高齢者向け住宅等における介護サービス提供の適正化	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会	
	サービス付き高齢者向け住宅等における入居者に対する過剰な介護サービスの提供（いわゆる「囲い込み」）について、いわゆる囲い込みを行う事業者の運営・経営上の特徴や課題等の事業実態を把握したうえで、より実効的な点検を徹底するとともに、実態把握の結果を踏まえ、介護サービス提供の適正化に向けた更なる方策を検討し、必要な対応を行う。	『厚生労働省』				
医療 ・ 介護 制度等 の改革	⑯福祉用具貸与のサービスの向上					
	2024年度から開始された福祉用具の貸与と販売の選択制の導入等による効果や課題等を調査・検証を行い実態を把握。	『厚生労働省』	調査結果を踏まえ、次期介護報酬改定において必要な対応を検討。			

	2024年度 «主担当府省庁等»	集中取組期間				2028年度 ~2030年度
		2025年度	2026年度	2027年度		
医療 ・介護 制度等 の改革	⑦生活保護の医療扶助の適正化等	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会	
	実施方法について検討、ガイドライン等の作成。	都道府県が広域的な観点から、頻回受診対策、重複・多剤投薬等の取組目標の設定・評価やデータ分析等を行うとともに、市町村に対し、必要な助言等の支援を行う仕組み等の着実な実施。オンライン資格確認の仕組み等を活用した頻回受診対策など、デジタル化を通じた適正受診・健康管理の推進。				
	医療費全体に関する都道府県のガバナンス強化の観点から、生活保護受給者が国民健康保険制度や後期高齢者医療制度に加入することについて、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、検討を深める。					
	《厚生労働省》					
	⑧障害福祉サービスの地域差の是正					
	障害福祉サービスの地域差を是正し、供給が計画的かつ効率的に行われる方策について、次期障害福祉計画（2027～2029年度）に向けて検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講じる。	左記の措置を踏まえ、更なる取組を検討・推進する。				
都道府県知事が行う事業所指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを推進するための検討を行い、必要な措置を講じる。						
共同生活援助における総量規制も含めた地域の実態や地域移行の状況を踏まえた事業所指定の在り方について検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講じる。		左記の措置を踏まえ、事業所指定の在り方に関する更なる取組を検討・推進する。				
相談支援の利用を促進し、セルフプランの適正化を図る。地域における給付決定事務の運用状況等に係る状況把握を行い、分析や課題整理を行った上で、好事例の横展開等、利用者の状況に応じた適切な給付決定のための取組の検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講じる。		左記の措置を踏まえ、適切な給付決定のための更なる取組を検討・推進する。				
《厚生労働省、こども家庭庁》						

	2024年度 «主担当府省庁等»	集中取組期間					2028年度 ~2030年度
		2025年度	2026年度	2027年度			
医療・介護制度等の改革		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会		
		(能力に応じた全世代の支え合い) ⑯介護保険制度改革（利用者負担（2割負担）の範囲の見直し、多床室の室料負担の見直し）					
		利用者負担が2割となる「一定以上所得」の判断基準の見直しについては、介護サービスは医療サービスと利用実態が異なること等を考慮しつつ、改めて総合的かつ多角的に検討を行い、第10期介護保険事業計画期間の開始（2027年度～）の前までに結論を得る。					
	«厚生労働省»	2024年度介護報酬改定で決定した、一部の介護老人保健施設及び介護医療院の多床室の室料負担の見直しを着実に実施する。その上で、引き続き、在宅との負担の公平性、各施設の機能や利用実態等を踏まえ、更なる見直しを含め必要な検討を行い、その結果に基づき必要な制度改正等を実施する。					
		⑰医療・介護保険における金融所得の勘案					
	«厚生労働省»	医療・介護保険制度における負担への金融所得の反映に向けて、税制における金融所得に係る法定調書の現状も踏まえつつ、マイナンバーの記載や情報提出のオンライン化等の課題、負担の公平性、関係者の事務負担等に留意しながら、具体的な制度設計を進める。					
介護保険制度の見直し		総合経済対策2025を踏まえ、高齢者の窓口負担割合等に金融所得を反映するため、具体的な法制上の措置を令和7年度中に講じる。	法制上の措置等を踏まえて、システム改修等を行う。				
	«厚生労働省»						
		⑱医療・介護保険における金融資産等の取扱い					
年金制度の見直し		預貯金口座へのマイナンバー付番の状況等を踏まえつつ、資産運用立国に向けた取組や国民の安定的な金融資産形成の促進などにも配慮しながら、医療・介護保険における負担への金融資産等の保有状況の反映の在り方について検討を行う。					
	«厚生労働省»	介護保険の補足給付の仕組みがあるところ、医療保険では、保険給付と補足給付の仕組みの差異や、加入者数が多く保険者等の事務負担をどう考えるかといった指摘があることも踏まえ、検討を行う。					

	2024年度 «主担当府省庁等»	集中取組期間					2028年度 ~2030年度
		2025年度	2026年度	2027年度			
医療・介護制度等の改革		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会		
		②医療・介護の3割負担（「現役並み所得」）の適切な判断基準設定等					
		年齢に関わりなく、能力に応じて支え合うという観点から、医療における「現役並み所得」の判断基準の見直し等について、検討を行う。「現役並み所得」の判断基準や基準額の見直しに当たっては、現役世代の負担が増加することや、2022年10月に施行された後期高齢者医療制度における窓口負担割合の見直し（一定以上所得のある者への2割負担の導入）の施行の状況等に留意する。					
		介護における「現役並み所得」の判断基準については、医療保険制度との整合性、介護サービスは長期間利用されること等の利用者への影響等を踏まえつつ、引き続き検討を行う。					
	«厚生労働省»						
		③障害福祉サービスの公平で効率的な制度の実現					
	2024年度障害福祉サービス等報酬改定の検証調査を行いつつ、障害者が希望する地域生活の実現、多様化する利用者のニーズに応じた質の確保・向上、制度の持続可能性の確保の観点から、サービス間・制度間の公平性を踏まえ、報酬改定におけるサービスの質等に応じたメリハリある報酬設定等、公平で効率的な制度の実現に向けた検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講じる。						左記の措置を踏まえ、更なる取組を検討・推進する。
	«厚生労働省、こども家庭庁»						
	(高齢者の活躍促進や健康寿命の延伸等) ④高齢者の活躍促進						
	高齢者の活躍に取り組む企業の事例の展開を図るとともに、企業への専門家の派遣や助言、助成金の支給等により、70歳までの就業確保措置等を行う企業を支援する。ハローワークの生涯現役支援窓口やシルバー人材センター等において、高齢期のニーズに応じたきめ細かなマッチングを推進し、多様な就業等の機会を提供する。						
	高齢者の地域における自立した日常生活の支援や社会参加を促進する観点から、介護予防・日常生活支援総合事業の充実について、「総合事業の充実に向けた工程表」に基づいて活性化に向けた具体的な方策を講ずることにより、保険者が集中的に取り組むことのできる環境整備を進める。						
	«厚生労働省»						

	2024年度 «主担当府省庁等»	集中取組期間					2028年度 ~2030年度
		2025年度	2026年度	2027年度			
		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会		
	㉕疾病予防等の取組の推進						
医療 ・ 介護 制度等 の改革	各都道府県において、第4期医療費適正化計画（2024～2029年度）に基づき、保険者・医療関係者との方向性の共有・連携や、都道府県の責務や取り得る措置の明確化等の実効性向上のための体制構築を図りつつ、「健康の保持の推進」として、特定健診・特定保健指導や生活習慣病等の重症化予防の推進等に取り組むとともに、「医療の効率的な提供」として、後発医薬品の使用促進や多剤投与等の適正化、効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療や医療資源の投入に地域差がある医療の適正化の取組を推進する。						
	有効性や安全性に加えて、経済性を踏まえて作成される「地域フォーミュラリ」（「医薬品のリスト・使用指針」）の導入について、その普及に向けて、後発医薬品の更なる使用促進や患者の自己負担抑制等の観点から、普及推進策を検討し、各地域において地域フォーミュラリが策定されるよう取組を推進する。					普及推進策を活用して、各地域において地域フォーミュラリの取組を促進。	
	各保険者において、第3期データヘルス計画（2024～2029年度）に基づき、生活習慣病の重症化予防等を含む保健事業を、健康・医療情報を活用したPDCAサイクルに沿って推進する。						
	がんを含む生活習慣病の重症化予防、リスクに応じたがん検診等の充実に向けた取組を推進する。						
	«厚生労働省»						
	㉖健康づくりや虚弱化予防・介護予防にもつながる地域社会と継続的な関係を保つ居場所づくり						
	高齢者一人一人に対し、フレイルなどの心身の多様な課題に対応したきめ細かな保健事業を行うため、運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から市町村における保健事業と介護予防の一体的な実施を推進する。						
	高齢者の地域における自立した日常生活の支援や社会参加を促進する観点から、介護予防・日常生活支援総合事業の充実について、「総合事業の充実に向けた工程表」に基づいて活性化に向けた具体的な方策を講ずることにより、保険者が集中的に取り組むことのできる環境整備を進める。（再掲）						
	«厚生労働省»						

	2024年度 «主担当府省庁等»	集中取組期間				2028年度 ~2030年度
		2025年度	2026年度	2027年度		
医療・介護制度等の改革		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会	
	<p>⑦経済情勢に対応した患者負担等の見直し ＜高額療養費自己負担限度額・入院時の食費の基準の見直し＞</p> <p>高額療養費制度の自己負担限度額の在り方について、医療保険制度における他の制度改革項目とあわせて関係審議会等において検討。</p> <p>検討結果を踏まえ、必要な措置を実施。</p> <p>入院時の食事の基準について、全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）を踏まえ、引き続き、食材料費等の動向等を踏まえつつ、必要な見直しについて検討を行う。</p> <p>＜厚生労働省＞</p> <p>＜保険給付率と患者負担率の見える化＞</p> <p>医療費について保険給付率（保険料・公費負担）と患者負担率のバランス等を定期的に見える化しつつ、診療報酬とともに保険料・公費負担、患者負担について総合的な対応を検討。</p> <p>＜厚生労働省＞</p>					

	2024年度 «主担当府省庁等»	集中取組期間					2028年度 ~2030年度
		2025年度	通常国会	2026年度	概算要求 税制改正要望等	年末	2027年度
その他の制度等改革項目	<p>①診療報酬改定、介護報酬改定、障害福祉サービス等報酬改定の実施</p> <p>＜診療報酬改定＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬・薬価等改定について、次期改定に向けて必要な議論を行う。 ・2024年度報酬改定において講じた医療分野の職員の処遇を改善するための措置を確実に届けるとともに、医療従事者の賃上げの状況、食費を含む物価の動向、経営状況等について、実態を把握する。 ・インフレ下における医療給付の在り方と現役世代の保険料負担抑制の整合性を確保しつつ、特に高度機能医療を担う病院の経営安定化と従事者の処遇改善（診療報酬体系の抜本的見直し）の観点や2040年頃を見据えた医療機関（病院・診療所）の機能に着目した分化・連携と地域における医療の確保、地域包括ケアシステムの推進、多剤重複投薬対策等に留意しながら実施する。 <p>《厚生労働省》</p> <p>＜介護報酬改定、障害福祉サービス等報酬改定＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護・障害福祉サービス等報酬改定について、2027年度改定に向けて必要な議論を行う。 ・介護職員の処遇改善について、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、2026年度介護報酬改定において、必要な対応を行う。 ・次期介護・障害福祉サービス等報酬改定に向けて、経営実態等をより適切に把握できるよう、「経営実態調査」における特別費用や特別収益として計上されている経費の具体的な内容が明確になるよう、調査方法を見直し、次回以降の調査に反映させる。 <p>《厚生労働省、こども家庭庁》</p> <p>②高齢者の医療の確保に関する法律第14条に基づく地域独自の診療報酬について在り方の検討</p> <p>各都道府県において、第4期医療費適正化計画に基づき、医療費適正化の取組を推進するとともに、毎年度P D C A管理を実施し、国において、規定に基づく地域独自の診療報酬について、都道府県の意向を踏まえつつ、その判断に資する具体的な活用策を検討し、提示。</p> <p>《厚生労働省》</p>						

	2024年度 «主担当府省庁等»	集中取組期間				2028年度 ~2030年度	
		2025年度	2026年度	2027年度			
		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会		
その他の制度等改革項目		③新規医薬品や医療技術の保険収載等に際して、費用対効果や財政影響などの経済性評価や保険外併用療養の活用などの検討 医薬品や医療技術の保険収載の判断等に当たり費用対効果や財政影響などの経済性評価を活用することや、保険対象外の医薬品等に係る保険外併用療養を柔軟に活用・拡大することについて、2024年度診療報酬改定での対応も踏まえ、2026年度診療報酬改定において必要な見直しを検討。 «厚生労働省»					
		④薬価制度抜本改革の更なる推進 新薬創出等加算対象品目を比較薬とする場合の薬価算定の見直し、効能追加等による革新性・有用性の評価、長期収載品の段階的な価格引下げまでの期間の在り方等について、所要の措置を検討。					
	2025年度薬価改定については、骨太方針2024を踏まえ実施。 «厚生労働省»	2026年度薬価改定については、診療報酬改定と合わせ実施。	各年度の薬価改定について検討。				

	2024年度 «主担当府省庁等»	集中取組期間					2028年度 ~2030年度
		2025年度	2026年度	2027年度			
		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会		
その他の制度等改革項目	⑤休薬・減薬を含む効果的・効率的な治療に関する調査・研究の推進、治療ガイドラインへの反映	「効果的・効率的な治療につながるシーズを探索するための調査分析事業」において、がん化学療法等の休薬・減薬等、効果的・効率的な治療に関する研究に資するような、医療実態を調査・分析。	得られた知見を踏まえAMED研究における対応を検討、エビデンス収集。			研究の結果を踏まえ、学会の診療ガイドライン等に反映。	
	がん領域について、AMED等において、効果的・効率的な治療に関するエビデンス収集のための研究を推進。						
	⑥外来受診時等の定額負担の導入の検討	《厚生労働省》					
	2022年度診療報酬改定における、紹介状なしの大病院受診時定額負担に関する見直しについて影響の検証を行う。						
	⑦医療・介護を通じた居住に係る費用負担の公平化の検討	《厚生労働省》					
	入院時の光熱水費相当額等に係る患者負担の見直しについて、医療病床と介護施設における負担の公平や物価動向等を踏まえて検討。						
	《厚生労働省》						

	2024年度 «主担当府省庁等»	集中取組期間				2028年度 ~2030年度
		2025年度	2026年度	2027年度		
		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会	
その他の制度等改革項目	⑧診療報酬や介護報酬において、アウトカムに基づく支払い等の推進					
	更なる包括払いの在り方について、2024年度診療報酬改定の結果検証に基づき、2026年度診療報酬改定において必要な見直しを検討するとともに、医療の質の向上と標準化に向け、データ分析を踏まえたDPC制度の効果的な運用を進めていく。					
	自立支援・重度化防止に資するサービスの提供を推進していく観点から、介護報酬におけるアウトカム評価の在り方について、検討を行う。（再掲）					
	《厚生労働省》					
	⑨介護保険外サービスの利用促進のため、自治体における柔軟な運用等に向けた環境を整備					
	介護保険外サービスの利用促進のため、自治体における柔軟な運用に向けた環境整備を図るとともに、保険外サービスの活用に向けた事例の周知を行う。					
	《厚生労働省》					

	2024年度 «主担当府省庁等»	集中取組期間					2028年度 ~2030年度
		2025年度	2026年度	2027年度			
		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会		
		⑩現役被用者の報酬水準に応じた保険料負担の公平を図るための検討					
	前期財政調整における報酬調整においては、2024年4月から被用者保険者間で報酬水準に応じた調整を部分的に導入した。関係審議会等において、その実施状況のフォローアップを行うとともに、その他の課題について検討を行う。						
	《厚生労働省》						
	⑪2027年度以降の医学部定員の適正化の検討						
	2027年度以降の医学部定員の適正化について検討会等で速やかに議論し、明確な方向性を示す。					その方向性を踏まえ実施。	
	《厚生労働省》						
	⑫社会保障改革プログラム法等に基づく年金関係の検討						
	社会保障審議会年金部会等で検討	令和7年年金制度改正法の検討規定等を踏まえ、引き続き検討。					
	《厚生労働省》						
	⑬精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築						
	2022年精神保健福祉法改正を踏まえつつ、第7期障害福祉計画（2024～2026年度）及び第8次医療計画（2024～2029年度）に基づき「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業・構築支援事業」による着実な推進を図る。また、当該システム構築を更に推進を図る観点から、精神科医療機関の機能や保健医療福祉の連携について議論を深める。					第8次医療計画の中間見直し後の取組及び第8期障害福祉計画（2027～2029年度）に基づく取組。	
	《厚生労働省》						
	⑭連立政権合意書（令和7年10月20日）に盛り込まれたその他の社会保障改革（※）						
	令和7年 度中に具 体的な骨 子につい て合意	令和8年度中に具体的な制度設計を行い、順次実施する。					
	※「「強い経済」を実現する総合経済対策」について」（令和7年11月21日閣議決定）注釈58に掲げる内容を含む						
その他の制度等改革項目							

2. 文教・科学技術

【ポイント】

- ・ 喫緊の課題である教師を取り巻く環境整備について文部科学省・教育委員会等が連携して一体的に推進するとともに、GIGAスクール構想の下での学びの効果や端末の活用状況の検証を経ながら教育データの利活用促進を含め教育DXを加速する。
- ・ 少子化の急速な進行を見据えた今後の高等教育の在り方について早期に結論を得て、機能強化に向けた取組を講じていく。
- ・ 研究の質や生産性向上に向けた仕組みを構築し、世界最高水準の研究大学の実現や地域の中核大学等の機能強化を着実に進める。

【工程の主な概要】

＜質の高い公教育の再生＞

○学校における働き方改革の更なる加速化、教師の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実、教師の育成支援の一体的な推進

- 文部科学省において学校における働き方改革の更なる加速に向けた仕組みの構築を図るとともに、教育委員会がPDCAサイクルを構築しながら「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づく業務適正化等の取組を進めるなど、相互に連携しながら実効性を高めつつ教師の時間外在校等時間の縮減を進める。
- 校務DXや授業時数の点検、部活動の地域展開等の全国的な実施に取り組むとともに、教師の負担軽減や複雑化・困難化する教育課題に対応するための指導・運営体制の充実や教師と支援スタッフとの連携協働を促進する。 等

○GIGAスクール構想の検証と教育DXの加速に向けた教育環境の充実、教育データの収集・分析・利活用の促進

- 毎年の全国学力・学習状況調査の結果や端末の活用状況等の検証をしつつ、GIGAスクール構想の下で各種施策を推進し、教育環境の充実を図る。また、教育データの標準化や利活用方策の検討・実施、CBTシステムの導入推進等により、政策立案や学習指導の場面におけるデータ利活用を促進する。 等

＜高等教育の機能強化等＞

○教育研究の質的改善のためのガバナンス・経営改革等や高等教育全体の規模の適正化に向けた取組促進、学生等の多様性・流動性の確保

- メリハリある財政支援等に基づく改革を着実に進めるとともに、少子化の進行を見据えた質・規模・アクセスの在り方の一定の結論を2024年度中に得て、高等教育の機能強化に向けた所要の措置を講ずる。併せて、国立大学法人等について次期中期目標・中期計画に向けた検討を行う。 等

○学生への効果的な修学支援の推進

- 制度改正等を着実に実施するとともに、機会均等・少子化対策と教育の質の確保とを両立させる観点からの効果検証及び適切な見直しを図る。

＜研究・イノベーション力の向上＞

○イノベーションの持続的な創出に向けた研究大学群の形成

- 大学ファンドの運用状況等を勘案しつつ、国際卓越研究大学の認定・体制強化計画の認可を段階的に行い、長期的視点に立ち、大学の取組や活動を後押しするとともに、一定期間ごとに支援の継続可否に係る評価を行う。地域中核・特色ある研究大学強化促進事業も同様に、伴走支援と一定期間ごとの検証を行う。また、研究大学群の形成に係る各種支援等による研究の質的改善等の進捗確認・成果検証を2027年度にかけて行い、以降の施策改善に活かす。 等

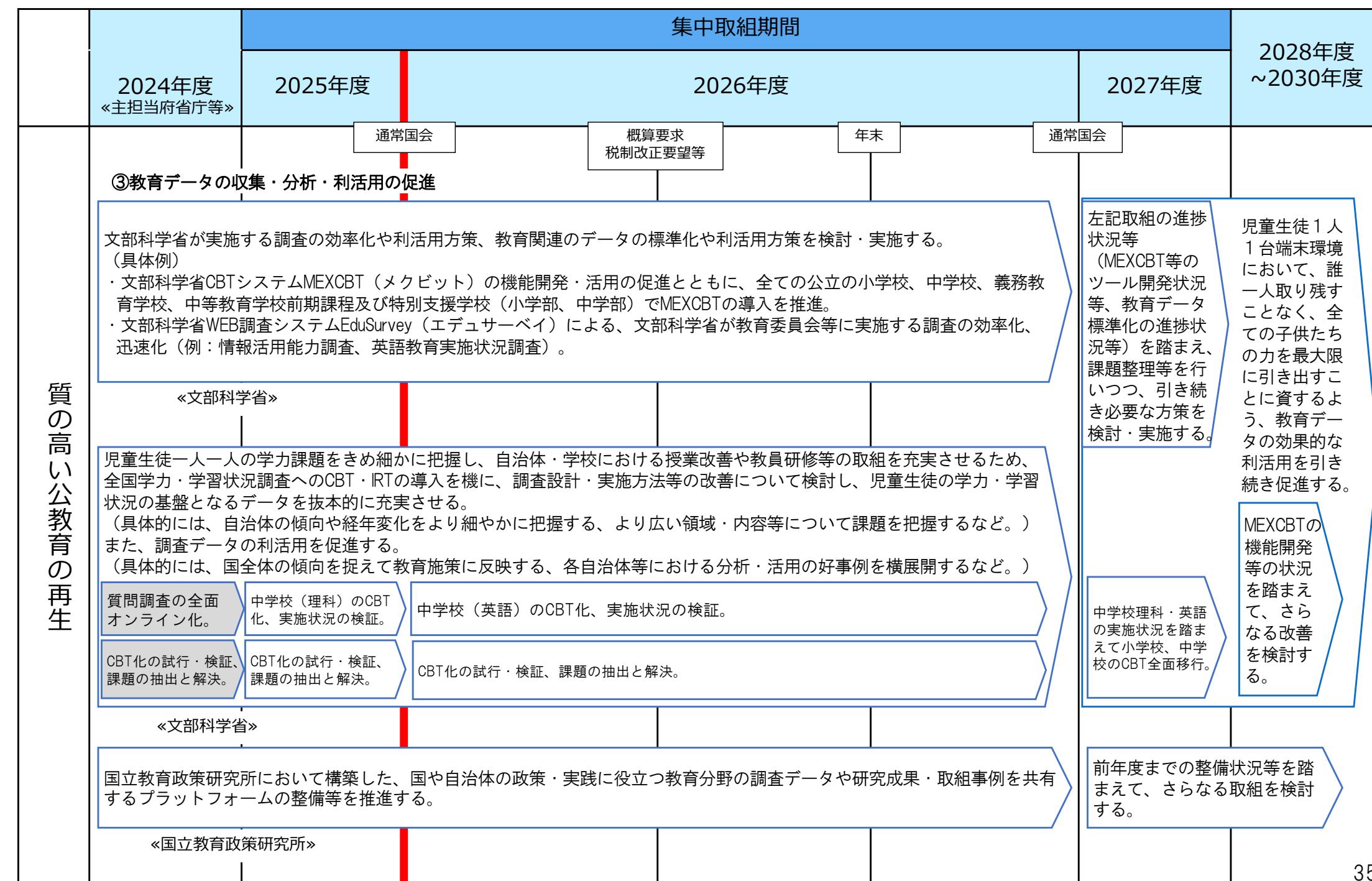
○研究の質を高める仕組みの構築及び博士人材をはじめとする若手研究者の処遇向上・活躍促進に向けた仕組みの構築

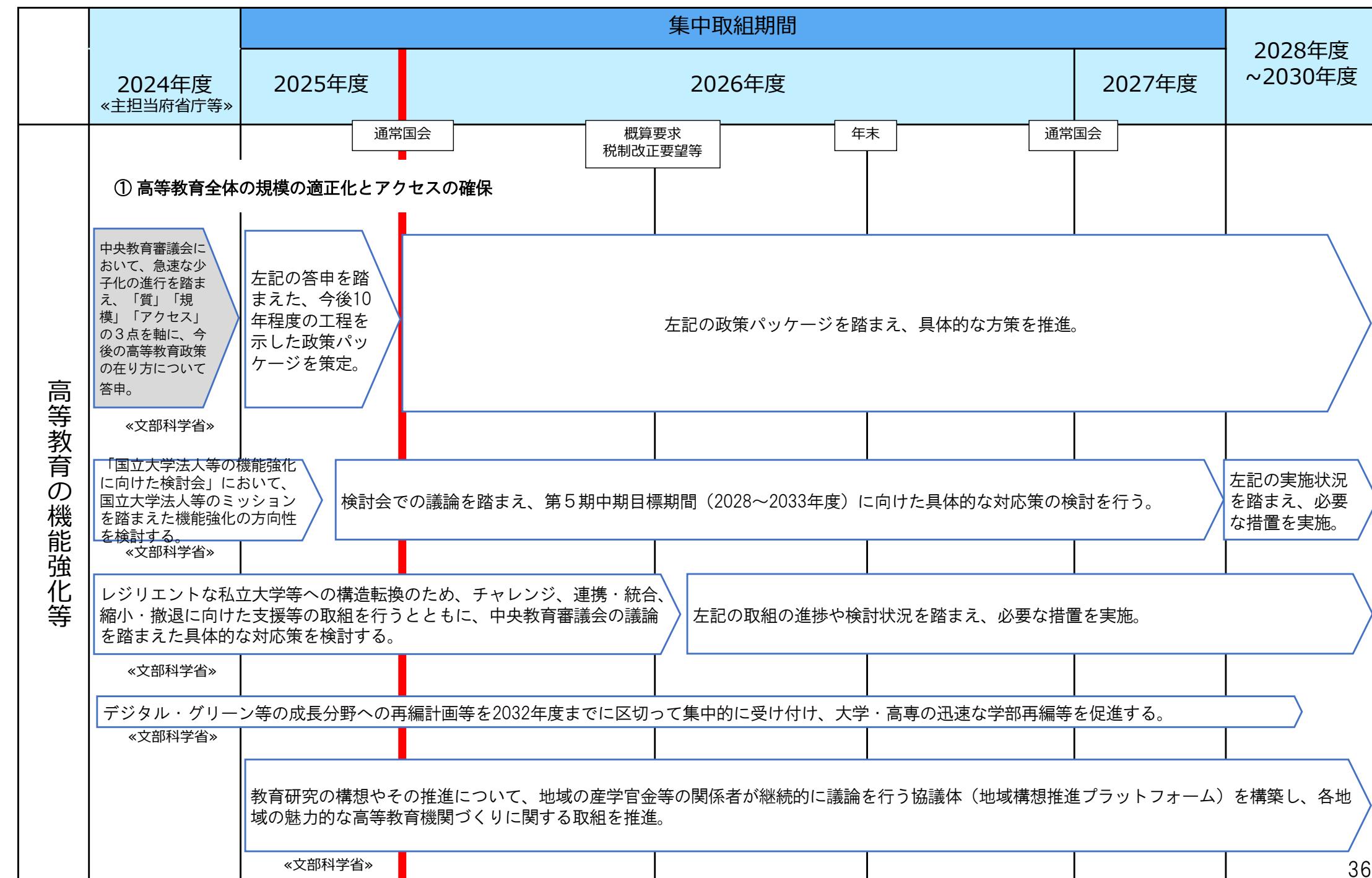
- 研究開発マネジメント人材の育成・質向上を図りつつ、こうした人材の人事制度ガイドラインを策定・普及展開するほか、引き続き大学入学者選抜業務の合理化等を促進。また、科研費の中核的研究種目における国際性評価の導入を進めるほか、審査、評価、研究費配分等の仕組み等の検討を行う。
- 民間企業・大学等に向けた手引き・ガイドブックを2024年度中に策定し、博士人材の民間企業における活躍を促進する。 等

	2024年度 «主担当府省庁等»	集中取組期間				2028年度 ~2030年度
		2025年度	2026年度	2027年度		
		<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> 通常国会 概算要求 税制改正要望等 年末 通常国会 </div>				
質の高い公教育の再生		<p>①学校における働き方改革の更なる加速化、教師の待遇改善、学校の指導・運営体制の充実、教師の育成支援の一体的な推進による教職の魅力向上（学校・教師が担う業務の適正化・DXによる業務効率化・取組の「見える化」・PDCAサイクルの強化・教職員定数の改善・支援スタッフの活用等による時間外在校等時間の実効性ある削減、多様な専門性を高める教員養成等）</p> <p>文部科学省において、教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査を実施し、各教育委員会の取組状況を把握するとともに、当該調査の結果について教育委員会ごとの公表を行う。</p> <p>文部科学省において、働き方改革の更なる加速化に向けた指針改正・人事評価に関する留意事項の周知。</p> <p>《文部科学省、都道府県、市町村》</p>	<p>文部科学省において、毎年度、取組状況調査を実施し、各自治体における取組状況を把握・公表することを通じて、学校における働き方改革に係る施策を改善・充実する。</p> <p>各教育委員会において、所管の学校に在籍する教師の働き方や業務量の現状を把握した上で、その改善に向けた定量的な目標を設定し、「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づく業務適正化等に取り組み、その進捗状況を検証するなど、PDCAサイクルを構築し、その実施を通じた学校における更なる働き方改革を推進する。</p> <p>※将来的に、教師の平均時間外在校等時間を月20時間程度に縮減することを目指して、まずは、今後5年間で（2029年度までに）、平均の時間外在校等時間を約3割縮減し、月30時間程度に縮減することを目標として、指導・運営体制の充実と一体的に、各教育委員会における取組を推進する。</p>	<p>中間段階における勤務状況の調査と勤務条件の更なる改善へ向けた検討。</p>		
			<p>校務DXを通じた働き方改革を推進するため、文部科学省が2023年3月にとりまとめた「GIGAスクール構想の下での校務DXについて～教職員の働きやすさと教育活動の一層の高度化を目指して～」で示す次世代の校務DXの方向性を踏まえ、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」の活用も含め汎用クラウドツールの積極的な活用等を推進するとともに、校務支援システムのクラウド化や校務系・学習系のネットワークの統合等の次世代校務DX環境の整備を促進する。</p> <p>《文部科学省、都道府県、市町村、学校》</p>			
		<p>文部科学省は、標準授業時数を大幅に上回る教育課程を編成する学校が、指導体制に見合った計画とするため、見直しを前提とした点検を行うよう、各教育委員会が指導・助言等を行うことを推進する。</p> <p>《文部科学省、都道府県、市町村》</p>	<p>左記の取組の成果や課題を踏まえ、文部科学省は、各学校が年度当初の計画段階で真に必要な授業時数で教育課程を編成できるよう、各教育委員会が指導・助言等を行うことを推進するとともに、各学校がこうした授業時数の設定をしやすくなるよう、教育課程の仕組み等を検討する。</p>	<p>左記の取組の成果や課題を踏まえ、指導体制に見合った教育課程の編成に向けさらなる取組を推進。</p>		
		<p>有識者会議の最終とりまとめを踏まえ、ガイドラインを策定。</p> <p>《文部科学省、都道府県、市町村、学校》</p>	<p>2026年度～2031年度の6年間を改革実行期間とし、部活動の地域展開等の全国的な実施を推進。休日は、改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開を目指し、平日は、各種課題を解決しつつ更なる改革を推進する。また、ガイドラインで示した休養日・活動時間について、引き続き順守徹底を行う。</p>			

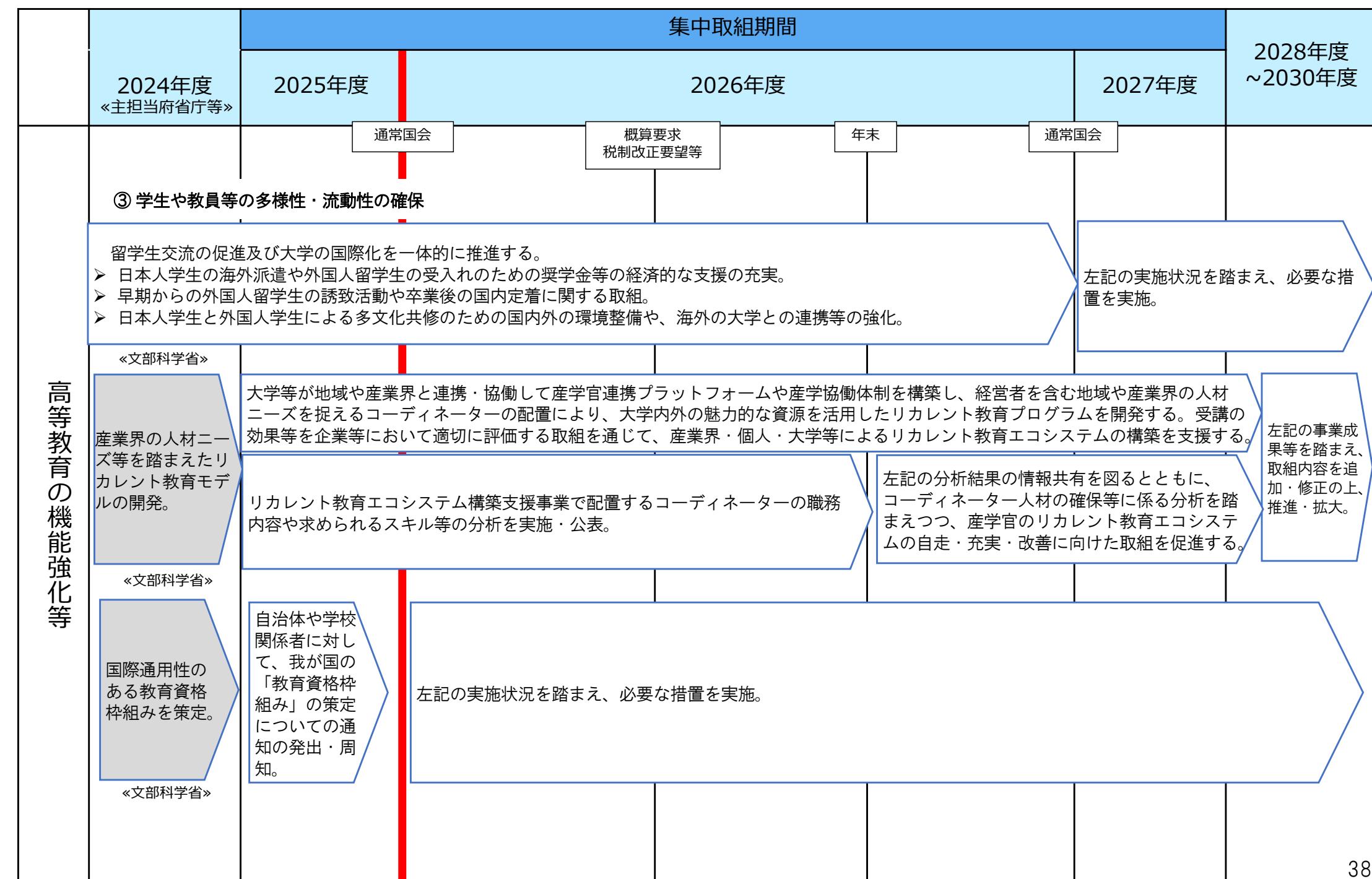
	2024年度 «主担当府省庁等»	集中取組期間				2028年度 ~2030年度
		2025年度	2026年度	2027年度		
質の高い公教育の再生		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会	
		①学校における働き方改革の更なる加速化、教師の待遇改善、学校の指導・運営体制の充実、教師の育成支援の一体的な推進による教職の魅力向上（学校・教師が担う業務の適正化・DXによる業務効率化・取組の「見える化」・PDCAサイクルの強化・教職員定数の改善・支援スタッフの活用等による時間外在校等時間の実効性ある削減、多様な専門性を高める教員養成等）<つづき>				
	「経済財政運営と改革の基本方針2025」を踏まえ、義務標準法改正案について、次期通常国会への提出を目指す。 《文部科学省、都道府県、市町村》	2026年度からの中学校35人学級実現に向けた定数改善や働き方改革に資する外部人材の拡充を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制を構築する。				左記の取組の成果と課題を踏まえ、多様な専門性を有する教職員集団の構築の推進に当たって更なる必要方策を検討・実施。
	特別免許状の授与及び活用等に関する指針の改訂を踏まえた各都道府県教育委員会の対応状況についてフォローアップ調査を実施。結果を取りまとめ、必要に応じて指導助言等を実施。また、特別免許状、特別非常勤講師制度により学校現場で外部人材を活用した事例について調査を行い、好事例の横展開を図る。 《文部科学省、都道府県》					左記の取組の成果と課題を踏まえ、多様な専門性を有する教職員集団の構築の推進に当たって更なる必要方策を検討・実施。
	2023年9月に、4年制大学でも二種免許状の教職課程を特例的に設置できる「特定分野に強みや専門性を持つ学科等に関する特例」や専科指導の優先実施教科の教職課程を置く大学の学部学科等が、小学校二種免許状の教職課程を特例的に設置できる「専科指導優先実施教科に対応した小学校教員養成に係る特例」を含め課程認定基準を改正。これらの特例を広く大学に周知して活用を図る。 《文部科学省、国公私立大学》					左記の取組の成果と課題を踏まえ、多様な専門性を有する教職員集団の構築の推進に当たって更なる必要方策を検討・実施。
	中央教育審議会において、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について審議。①社会の変化や学習指導要領の改訂等も見据えた教職課程の在り方、②教師の質を維持・向上させるための採用・研修の在り方、③多様な専門性を有する社会人等が教職へ参入しやすくなる制度の在り方 等について、包括的に検討。 《文部科学省》		答申を踏まえ、必要な改革を検討・実施。			

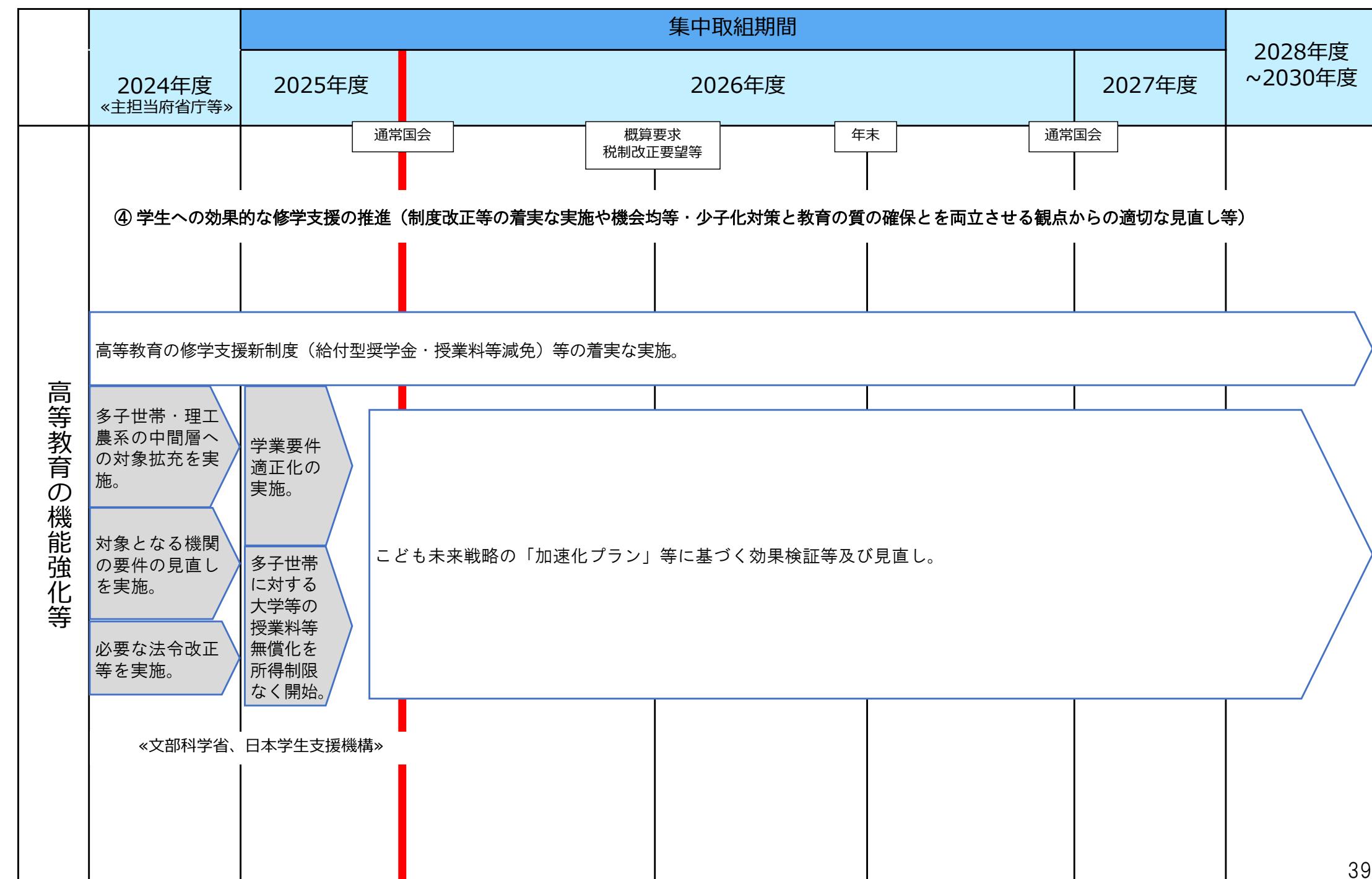
	2024年度 «主担当府省庁等»	集中取組期間				2028年度 ~2030年度
		2025年度	2026年度	2027年度		
		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会	
		②データに基づくGIGAスクール構想の検証及び教育DXの加速に向けたハード・ソフト両面からの教育環境の充実 (ネットワーク環境の改善、伴走支援の強化、デジタル教科書等の学習ソフトの活用等)	端末更新について、地方公共団体における効率的な執行・活用状況を検証するとともに、次期更新に向けて、今後の支援の在り方を検討し、方向性を示す。			左記の検証状況を踏まえ、GIGAスクール構想の推進に向け必要な方策を実施。
質の高い公教育の再生	「文部科学省」	学校のネットワークの「当面の推奨帯域」を設定。	左記の取組による学校のネットワークの改善状況に基づき、アセスメントの結果を踏まえたネットワーク環境の改善や自治体担当者の専門性の向上などに引き続き取り組む。			左記の取組の成果を踏まえ、ネットワーク環境の更なる改善に向け必要な方策を検討・実施。
	「文部科学省、都道府県、市町村」	学校のネットワークの「当面の推奨帯域」が確保されるよう、ネットワークアセスメントの実施促進、通信契約の見直しの支援、自治体担当者の専門性の向上などを進め、ネットワーク環境の改善に取り組む。				左記の取組の成果を踏まえ、端末活用の更なる推進に向け必要な方策を検討・実施。
	端末活用について、事例の横展開や、学校や自治体に対して研修に対する支援などの伴走支援の強化を行う。					次期学習指導要領の実施に合わせて円滑に導入できるよう、関係者に対する情報提供や教科書検定等を実施。
	「文部科学省、都道府県、市町村」	デジタル教科書について、英語等について段階的に導入。	現行は「教科書代替教材」であるデジタル教科書について引き続き段階的な導入を進めつつ、ワーキンググループの審議まとめを踏まえ、「教科書」の形態としてデジタルも認め、検定・採択・義務教育段階の無償給与等の対象とするため、関連法案の提出を目指す。			
	「文部科学省」	中教審デジタル教科書推進ワーキンググループで今後のデジタル教科書の在り方等について検討。				
	校務DXを通じた働き方改革を推進するため、文部科学省が2023年3月にとりまとめた「GIGAスクール構想の下での校務DXについて～教職員の働きやすさと教育活動の一層の高度化を目指して～」で示す次世代の校務DXの方向性を踏まえ、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」の活用も含め汎用クラウドツールの積極的な活用等を推進するとともに、校務支援システムのクラウド化や校務系・学習系のネットワークの統合等の次世代校務DX環境の整備を促進する。【再掲】					
	「文部科学省、都道府県、市町村、学校」					

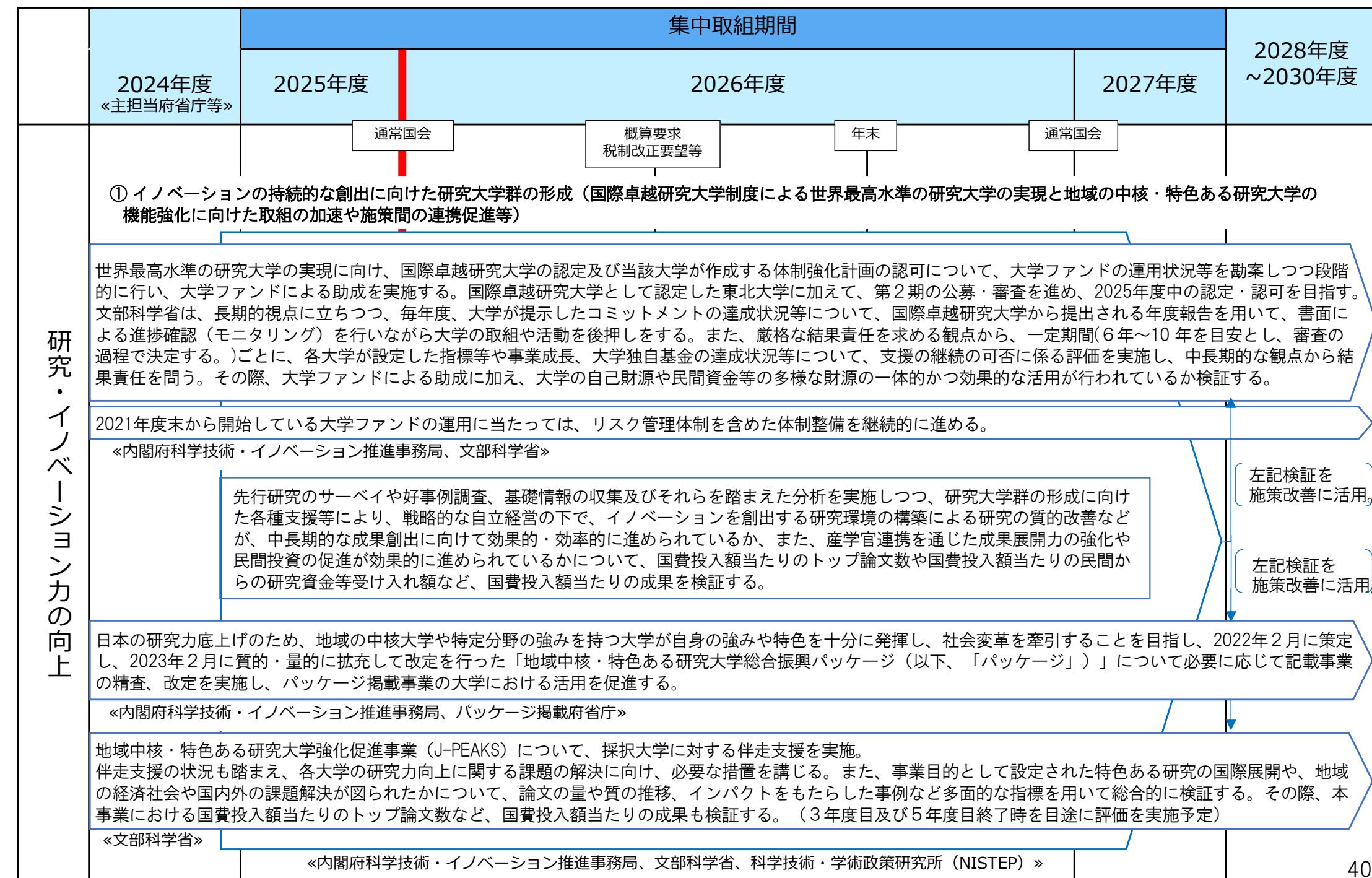




	2024年度 «主担当府省庁等»	集中取組期間					2028年度 ~2030年度
		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度 ~2030年度		
高等教育の機能強化等	② 教育の質の向上とガバナンス・経営改革等の促進	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会		
	中央教育審議会において、急速な少子化の進行を踏まえ、「質」「規模」「アクセス」の3点を軸に、今後の高等教育政策の在り方について答申。 «文部科学省»	左記の答申を踏まえた、今後10年程度の工程を示した政策パッケージを策定。					
							左記の政策パッケージを踏まえ、具体的な方策を推進。
	中央教育審議会において、高等教育の質向上・質保証の在り方等について検討中。検討を踏まえ、必要な対応を順次実施。 «文部科学省»						左記の検討や対応状況を踏まえ、必要な措置を実施。
	「国立大学法人等の機能強化に向けた検討会」において、国立大学法人等のミッションを踏まえた機能強化の方向性を検討する。 «文部科学省»						左記の実施状況を踏まえ、必要な措置を実施。
	第4期中期目標期間から年度評価を廃止したほか、学問分野毎の特性に配慮しつつ、教育・研究の成果にかかる客観的指標により評価を実施。 «文部科学省»						左記の実施状況を踏まえ、必要な支援等の在り方を検討・実施。
	国立大学法人運営費交付金について、外部資金獲得実績や若手研究者比率、運営費交付金等コスト当たりTOP10%論文、卒業・修了者の就職・進学等の状況、大学院も含めた教育改革の取組状況などを踏まえ配分。 «文部科学省»						左記の成果等を踏まえ、必要な措置を実施。
	2024年度からの5年間を集中改革期間と位置づけ、意欲的な経営改革に取り組む私立大学等に対し重点的に支援するとともに、教育の質に係る客観的な指標等の見直し等により、教育の質保証や経営力強化に向けてメリハリある配分を実施。 «文部科学省»						左記の成果等を踏まえ、必要な措置を実施。
	国立大学法人等及び学校法人への個人寄附に係る税制改正を実施。 «文部科学省»						左記の実施状況を踏まえ、必要な支援等の在り方を検討・実施。
	多元的な資金を調達するための環境をより一層整備するべく、寄附税制の充実・普及啓発の実施及び外部資金獲得体制の強化に向けた取組を実施。 «文部科学省»						左記の成果等を踏まえ、必要な措置を実施。







	2024年度 «主担当府省庁等»	集中取組期間				2028年度 ~2030年度
		2025年度	2026年度	2027年度		
		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会	
研究・イノベーション力の向上		<p>②投入額当たりのトップ論文数など、論文生産性の向上をはじめとする研究の質を高める仕組みの構築（研究開発マネジメント人材等の活用や大学教員の学務負担の軽減、科研費等の研究資金改革等）</p> <p>研究開発マネジメント人材育成のためのOJT研修の設計。</p> <p>«文部科学省»</p> <p>OJT研修プログラム開発に取り組む機関を支援し、研究開発マネジメント人材のためのOJT研修を開発。</p> <p>«文部科学省»</p> <p>OJT研修を実施することで、研究開発マネジメント人材の質の向上を図る。</p> <p>研究開発マネジメント人材の確保・育成や人事制度の構築に取り組み、適切な待遇・キャリアパスの確立を推進。</p> <p>«文部科学省»</p> <p>研究開発マネジメント人材の評価、待遇、雇用に関して、優良事例を盛り込んだ人事制度のガイドラインの策定。</p> <p>«文部科学省»</p> <p>技術職員の評価、待遇、雇用に関して優良事例を盛り込んだ人事制度のガイドラインの策定。</p> <p>«文部科学省»</p> <p>ガイドラインの普及展開。</p> <p>ガイドラインの普及展開。</p> <p>2022年度に大学設置基準を改正し、教員及び事務職員等の協働である教職協働の実質化を促進しているほか、「教学マネジメント指針（追補）」を策定し、大学入学者選抜に関する業務の合理化等を促進しているところ、これらを踏まえ、各大学において適切に取組を実施。</p> <p>«文部科学省、国公私立大学»</p> <p>入学者受入れに関する専門家の活用状況の調査・公表。</p> <p>実施状況を踏まえた必要な措置の検討・実施。</p> <p>科研費の中核的な研究種目である「基盤研究(A)～(C)」における国際性評価の導入によって国際性の高い研究を積極的に見していくほか、若手研究者を中心に既存の学問体系に捉われないチャレンジングな研究への挑戦を後押しするとともに、2028年度に予定されている審査システムの見直しに向けて、審査・評価・研究費配分等の仕組み等を検討。</p> <p>«文部科学省、日本学術振興会»</p> <p>新たな研究種目体系・審査システムに基づく公募・審査の実施。</p> <p>新たな研究種目体系・審査システムに基づく助成の実施。</p>				

	2024年度 «主担当府省庁等»	集中取組期間				2028年度 ~2030年度
		2025年度	2026年度	2027年度		
研究・イノベーション力の向上	博士人材の民間企業における活躍促進に向けて、民間企業・大学等が取り組むべき事項について「手引き・ガイドブック（仮称）」等を策定。 「文部科学省・経済産業省」	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会	
		令和7年3月に取りまとめた「博士人材の民間企業における活躍促進にむけたガイドブック」、「企業で活躍する博士人材ロールモデル事例集」、「博士人材ファクトブック」の積極的な周知を行い、普及展開に取り組む。また、それぞれの情報のアップデートを実施。				
	次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）等のキャリア開発・育成コンテンツの提供等のキャリアパス支援の取組の推進。 「文部科学省」	取組状況の検証を踏まえ、取組内容の追加・修正を実施の上、博士人材を始めとする若手研究者の待遇向上・活躍促進に向けて推進。				
		次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）・特別研究員制度（DC・PD・RPD）・国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成（BOOST）等により博士後期課程学生・若手研究者の待遇向上と研究環境確保。				
	国立大学法人について、年齢・職位のバランスを考慮した中長期的な人事計画策定等の人事給与マネジメント改革を推進するとともに、若手研究者比率を評価指標の一部として運営費交付金を配分。 「文部科学省」	左記の実施状況を踏まえ、必要な支援等の在り方を検討・実施。				

3. 社会資本整備

【ポイント】

- ・人口減少下における持続可能な経済社会の構築に向けて、地域の将来像を見据えた広域的な都市圏のコンパクト化やまちづくり計画とインフラ老朽化対策の連携を推進する。
- ・インフラを「群」として捉えた広域・複数・多分野の連携、新技術の活用及び老朽化対策の見える化による広域的・戦略的なインフラマネジメント、まちづくり計画とも連携した計画的な施設の集約・複合化等を推進する。

【工程の主な概要】

＜まちづくりとインフラ維持管理の効率化・高度化＞

○ 広域的な都市圏のコンパクト化、まちづくり計画と老朽化対策の連携

- 2026年度に広域的な都市圏のコンパクト化に係るデータ収集方法を検証・改善し、2027年度までに課題の分析、効果の検証を行う。また、2026年度にまちづくり計画と自治体の老朽化対策の連携に関するKPI等の数値目標を設定し、2027年度までに課題の分析、効果の検証を行う。等

○ 建築・都市のDXの推進

- 2026年度からのBIMによる建築確認の開始、2027年度までに500都市での3D都市モデルの整備及び2027年度からの不動産IDの試験運用の開始を行い、多様なデータ連携の社会実装を促進する。

○ 広域的・戦略的なインフラマネジメントの推進

- 地域のニーズに応じた広域・複数・多分野の連携によるインフラマネジメントの推進の計画策定や維持管理等の業務について、モデル地域の検討内容等を踏まえ手引き等としてとりまとめ、ノウハウ等の横展開を図る。
- 各種インフラの老朽化対策の見える化、集約・再編等に係る取組事例の周知及び新技術の活用に係る専門家派遣等を行い、自治体の取組を支援する。等

＜公共投資の効率化・重点化＞

○ インフラデータの整備・オープン化

- 国土交通データプラットフォームについて、地方公共団体や民間企業等との連携実証調査を踏まえ、2026年度から連携標準仕様(案)の改訂等を実施するなど連携基盤を強化し、連携データ・システムの拡充を図る。
- Project LINKSについては、データ構造化システムの技術検証等を2026年度までに行い、2027年度以後、本格実装・運用を図る。等

＜PPP／PFIの推進＞

○ 分野横断型・広域型の案件形成を促進

- 分野横断型・広域型のPPP／PFIに関する手引の周知を継続的に行うとともに、効果分析・検証を踏まえて必要に応じた手引の見直し等を行う。等

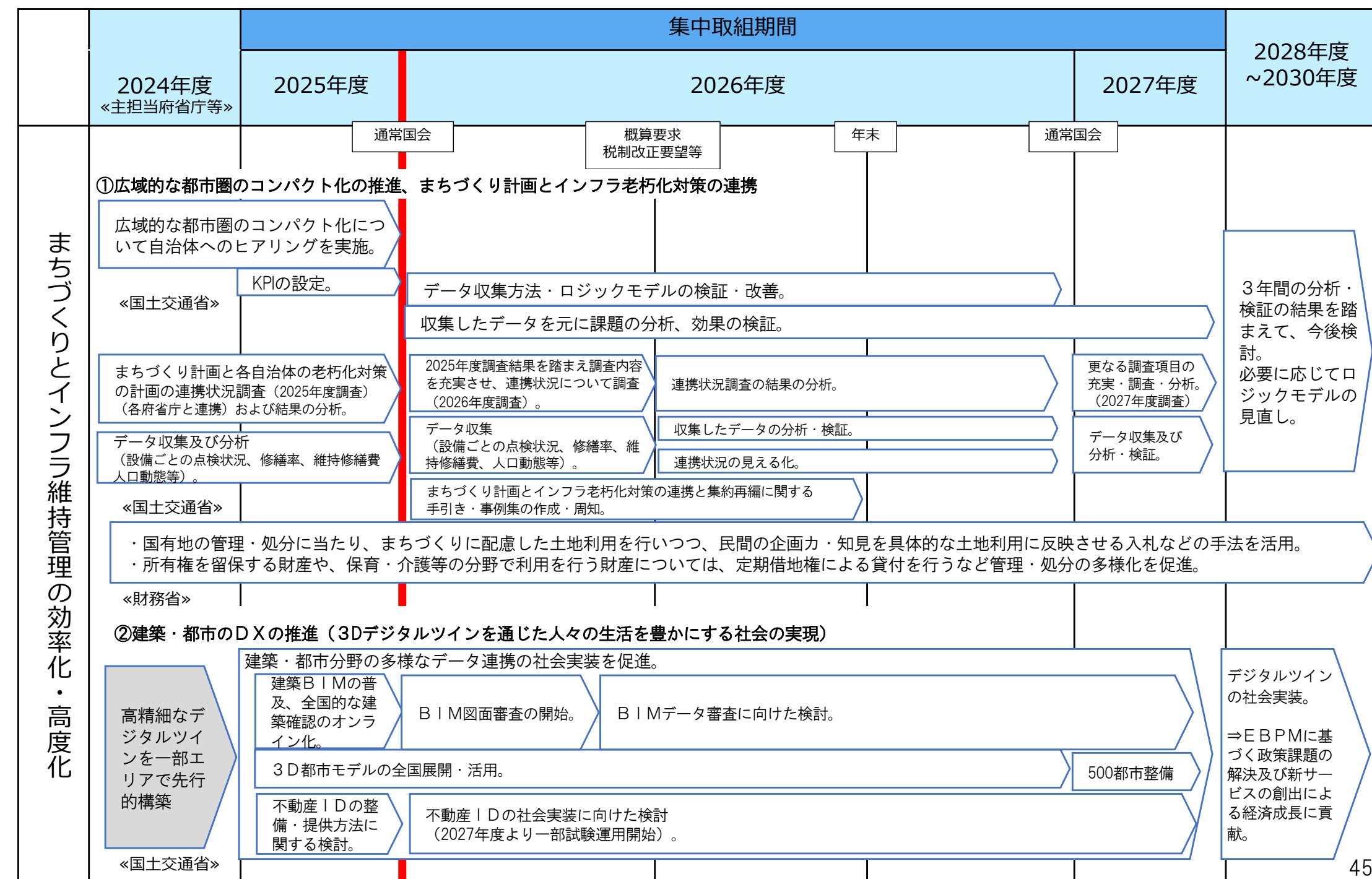
＜持続可能な土地及び水資源の利用・管理＞

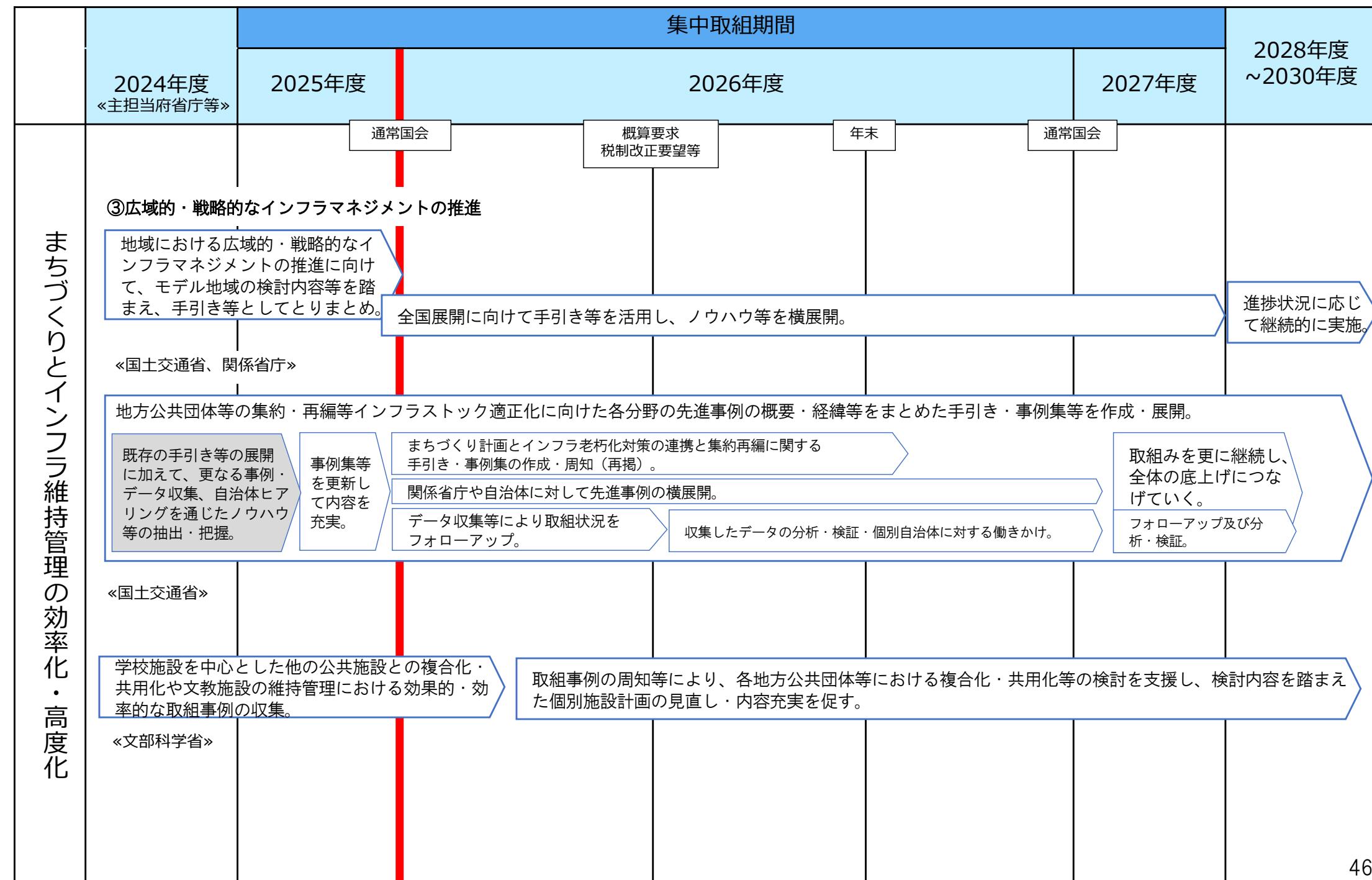
○ 所有者不明土地等対策の推進

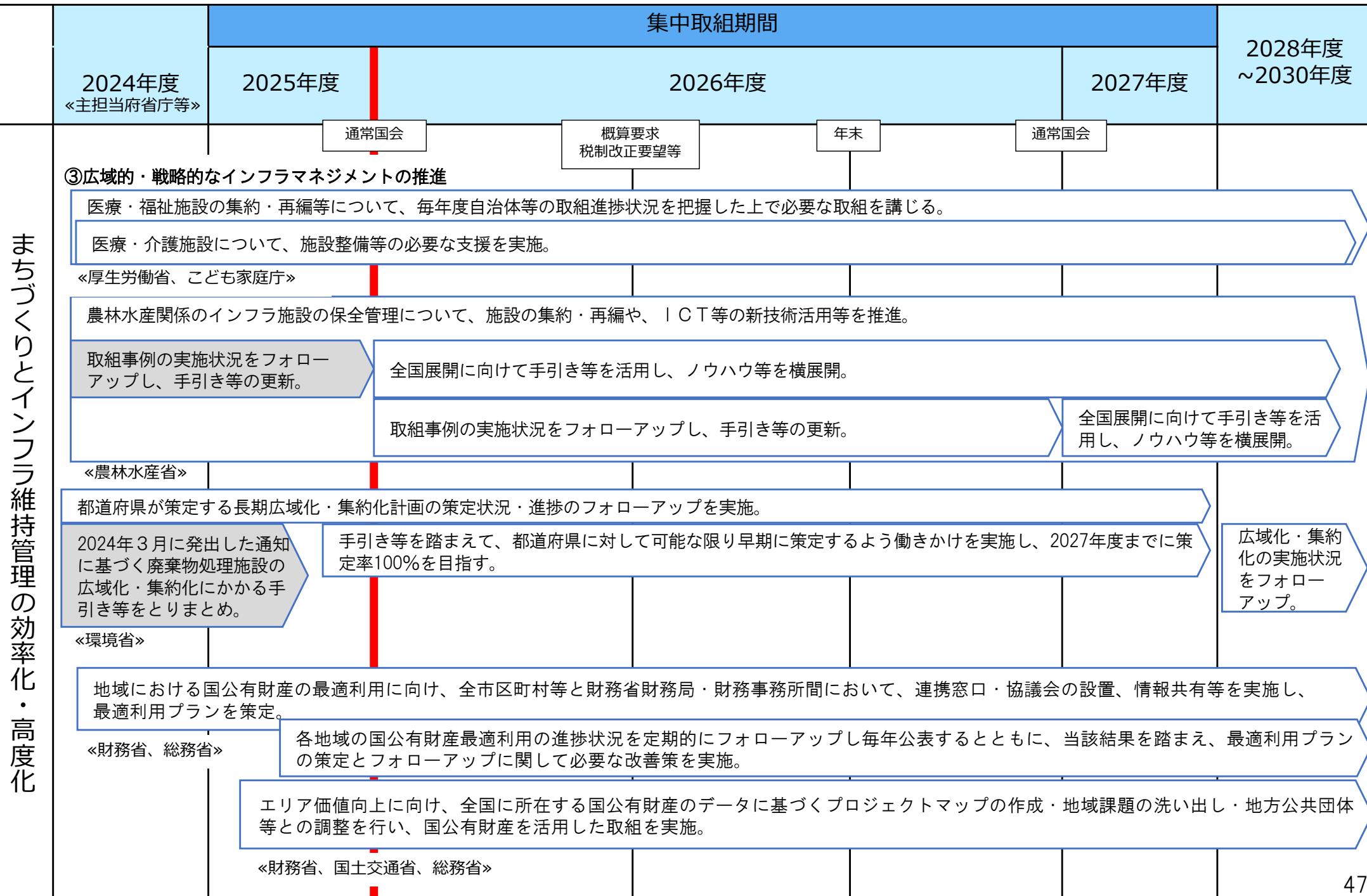
- 所有者不明土地法に基づく制度を周知するとともに、市町村が作成する所有者不明土地対策計画に基づく事業を支援し、2027年度以後、事業の実施状況等を踏まえて必要な制度見直し等を検討し、その状況を踏まえつつ、引き続き所有者不明土地等対策を推進する。等

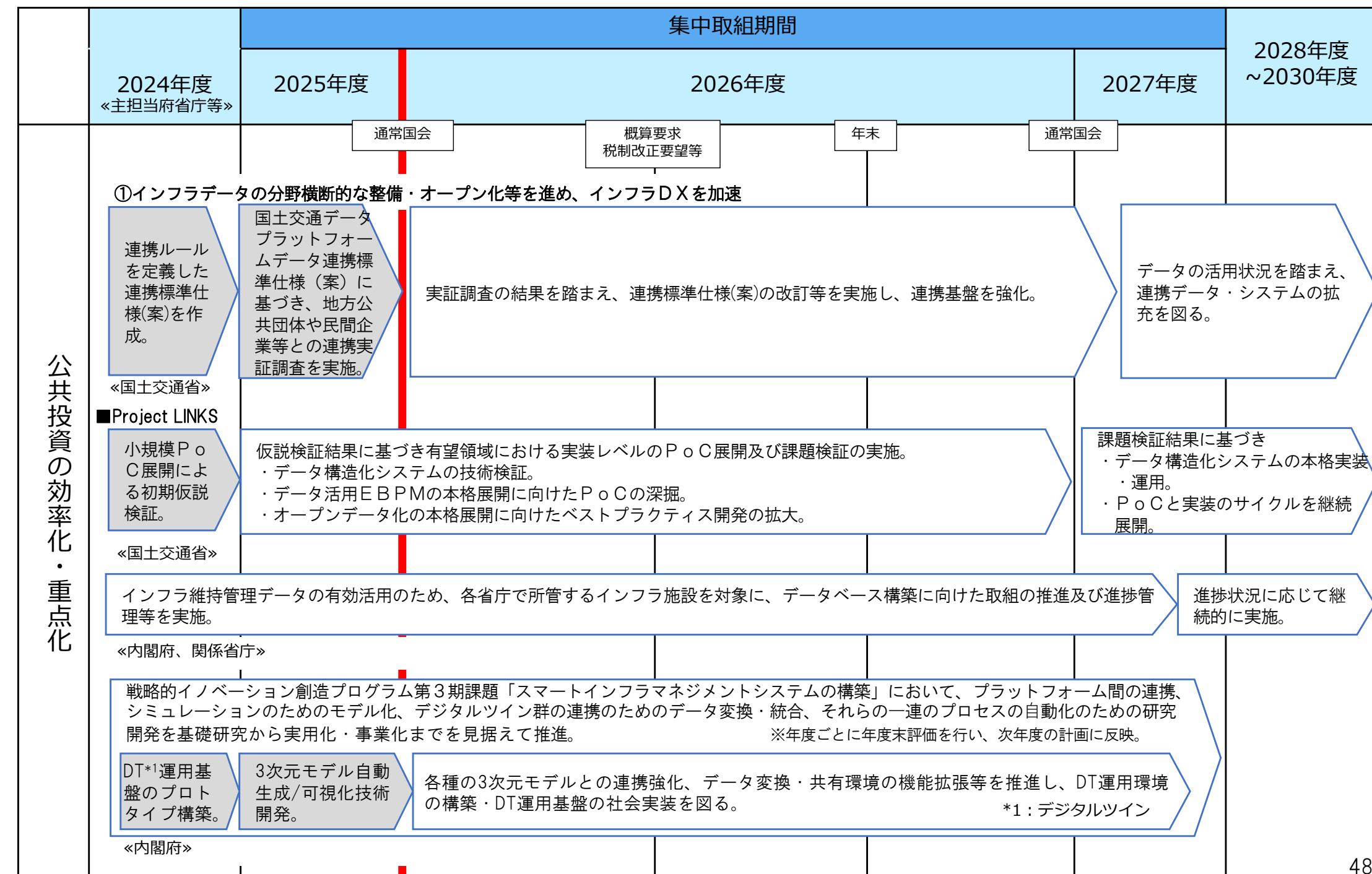
○ 流域総合水管理の推進

- 流域治水・水利用・流域環境を一体的に進める流域総合水管理を全国109の各一級水系の特性を踏まえ順次推進し、都道府県等の河川へ順次拡大する。等

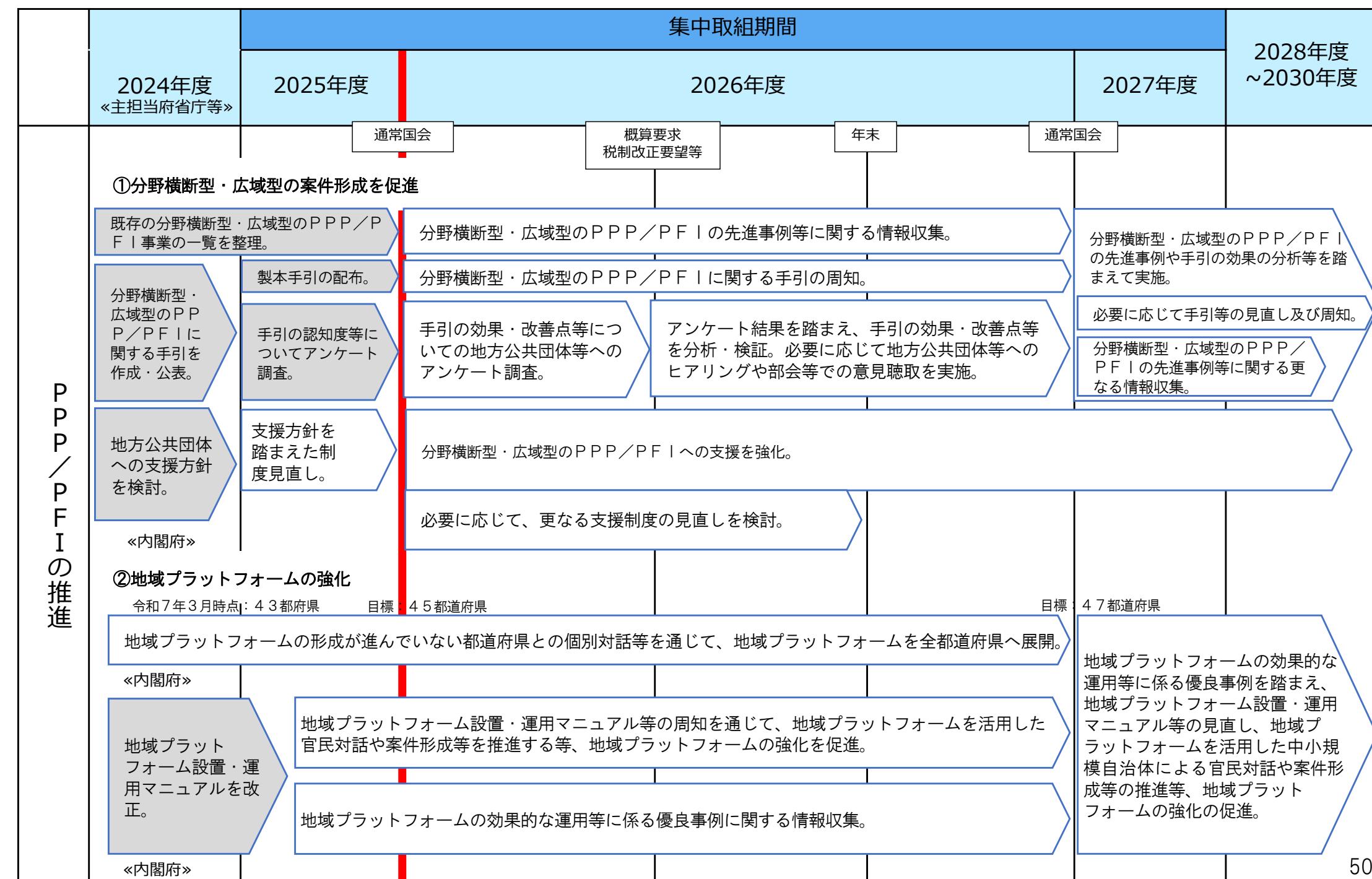


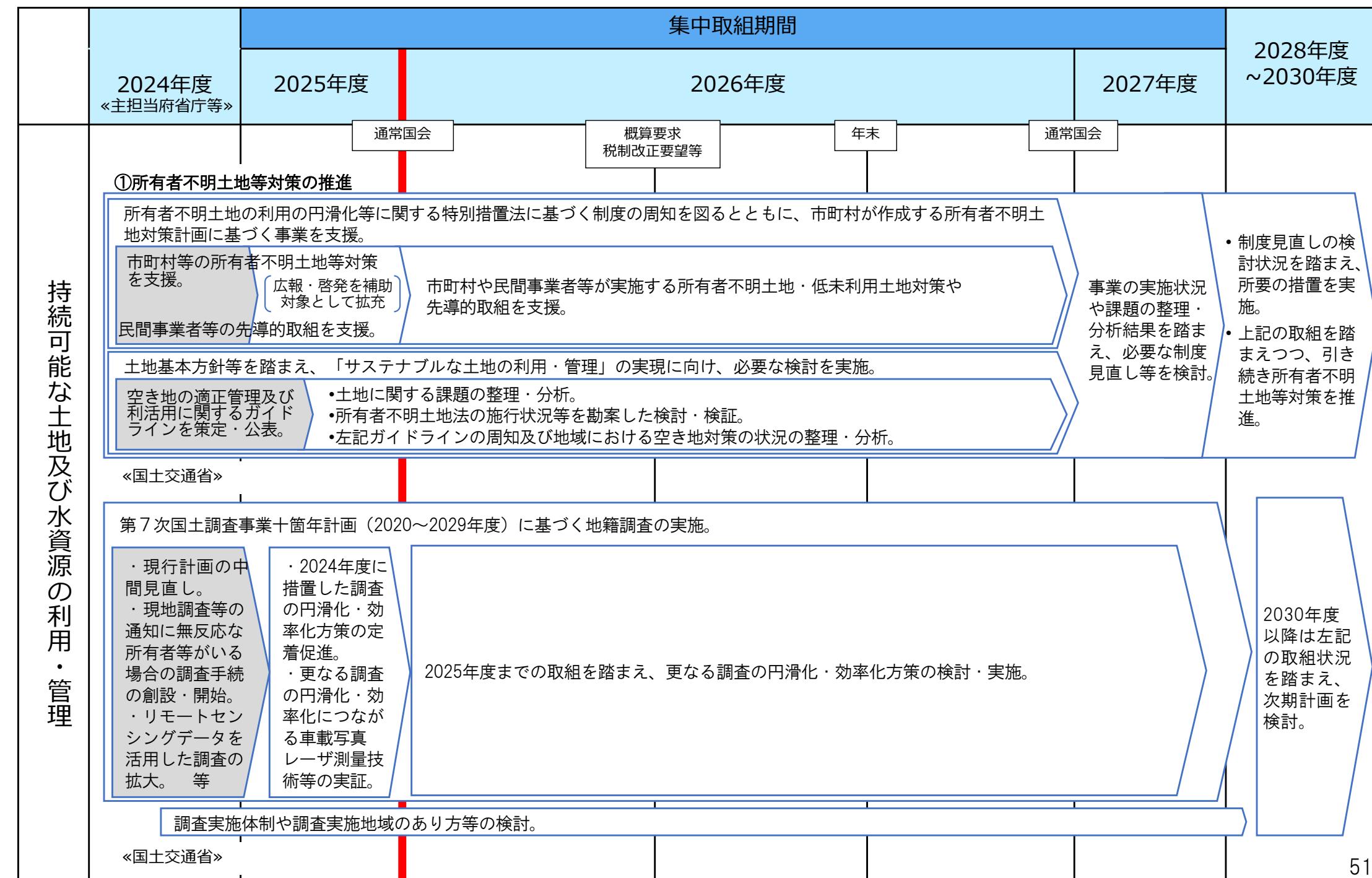


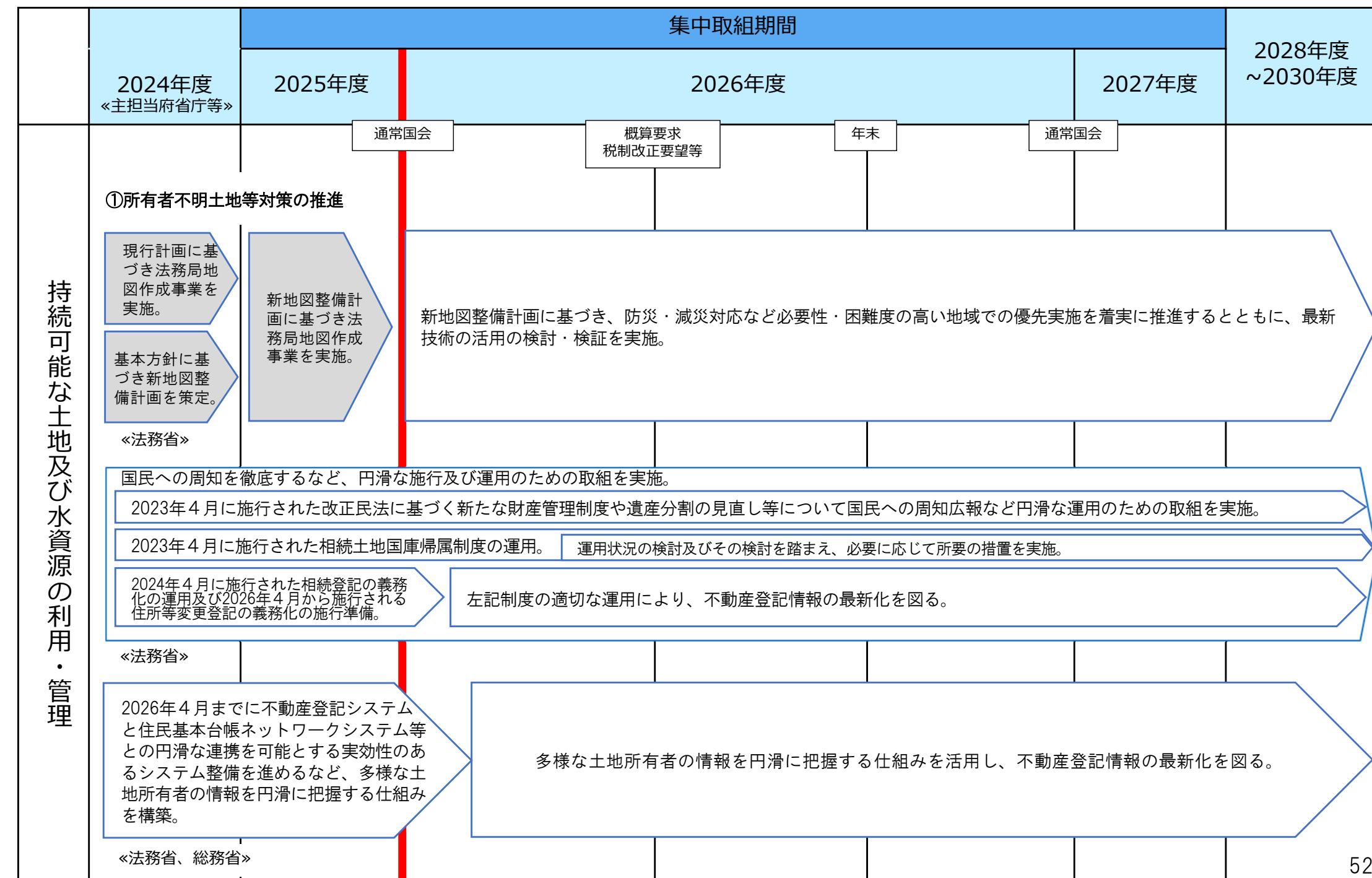




	2024年度 «主担当府省庁等»	集中取組期間					2028年度 ~2030年度
		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度 ~2030年度		
公共投資の効率化・重点化		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会		
	② i-Construction2.0の推進						
	ICT等のデジタル技術の活用等により、建設現場のオートメーション化を推進。 自動施工機械の機能要件等の策定に向けた現場検証。 自動施工機械の機能要件等の策定。	自動施工の施工管理や監督・検査等にかかる基準類策定に向けた検証・整備。					自動施工を現場へ順次導入。
	«国土交通省»						
	③担い手の確保・育成（女性活躍に向けた環境整備、働き方改革の推進等）						
	女性の入職・定着促進等のための計画策定。 «国土交通省»	2024年度に策定の計画に基づき、女性の入職・定着促進に向けた取組を実施。	計画に基づく取組を推進するとともに、取組状況を踏まえ、働きやすい現場の実現に向けた調査・検討を実施。				計画に基づく取組状況を踏まえ、引き続き取組を実施。
	時間外労働削減や週休2日の確保に向けた適正な工期設定の周知・啓発を実施。 «国土交通省»		取組状況を踏まえ、引き続き取組を実施。				
	建設職人基本法及び同法に基づく基本計画に基づき、安全衛生経費が下請事業者に適切に支払われる環境を整備。 «国土交通省»		計画に基づく取組を推進するとともに、取組状況を踏まえ、都道府県計画の実態など、本基本計画に関する調査・検討を実施。				取組状況を踏まえ、引き続き取組を実施。
	建設技能者の技能と経験に応じた待遇改善や業務効率化を図るため「建設キャリアアップシステム」の利用拡大に向けた取組を実施。 «国土交通省»		取組状況を踏まえ、引き続き取組を実施。				

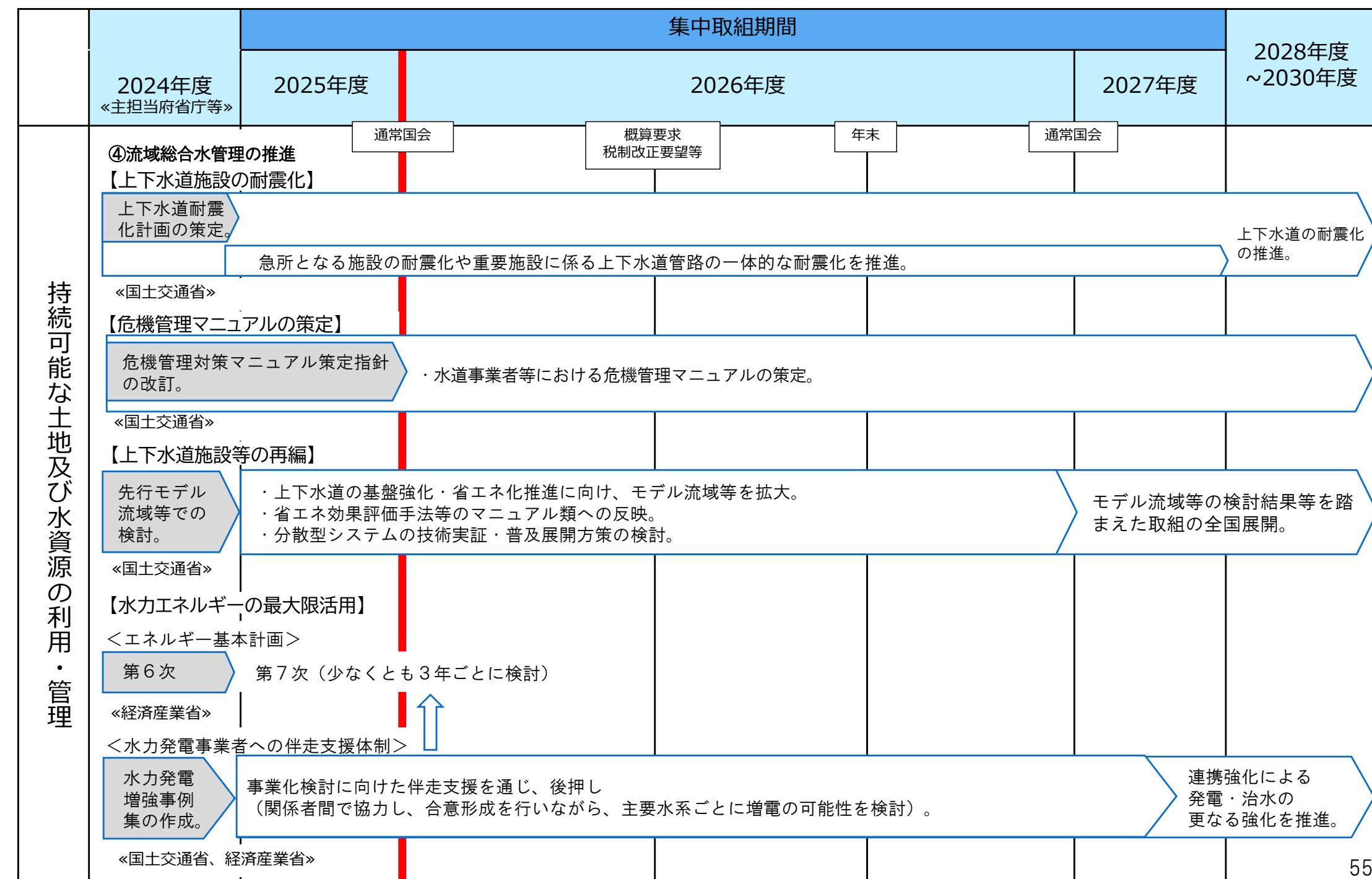


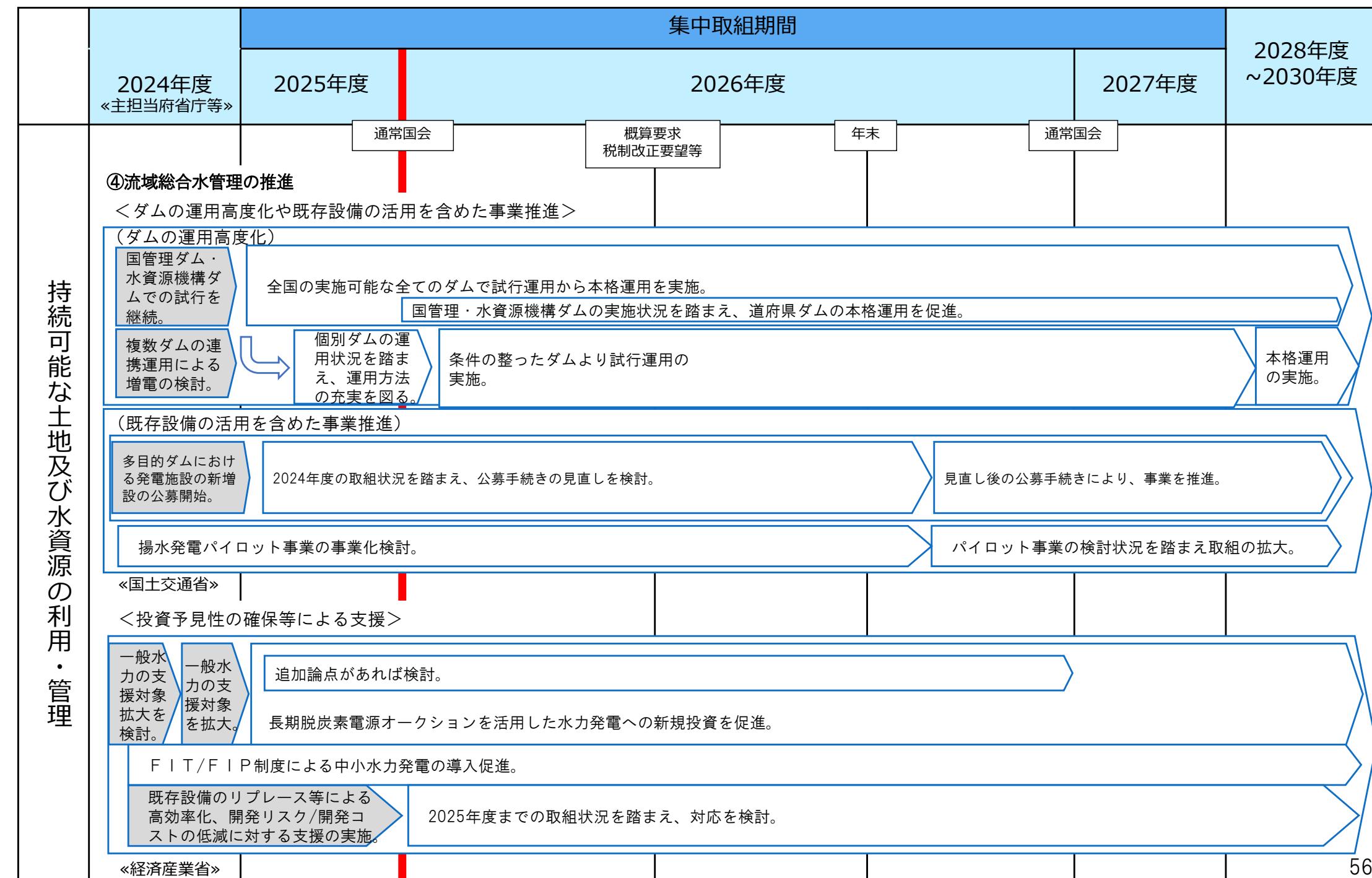




	2024年度 «主担当府省庁等»	集中取組期間				2028年度 ~2030年度
		2025年度	2026年度	2027年度		
持続可能な土地及び水資源の利用・管理		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会	
	①所有者不明土地等対策の推進					
		2021年の民法・不動産登記法の改正を踏まえて、公共的事業がより円滑に行われるよう、長期相続登記等未了土地解消事業を効果的に実施するとともに、所有者の発見が特に困難な土地の利活用が可能となるよう、表題部所有者不明土地解消事業を着実に実施するための取組を促進。				
	«法務省»					
		2020年7月に施行された遺言書保管制度について、利用者の利便性の向上を図るための取組を進めることにより、更なる利用を促進。				
	試行準備	オンライン手続の試行を一部の法務局で実施、試行状況を踏まえて検討。				
	«法務省»					
		2022年の農地法及び農地中間管理事業の推進に関する法律の改正を踏まえ、所有者不明農地制度の普及・啓発を進めるとともに、同制度の活用事例を年2回収集・公表することにより、所有者不明農地の利活用を促進。				
	事例の収集	公表	事例の収集	公表	事例の収集・公表	事例の収集・公表
	«農林水産省»					
森林経営管理法改正法の成立・公布。(2025年5月)	森林経営管理法改正法の成立・公布。(2025年5月)	改正法の施行準備【2026年4月施行】。	林業経営体への森林の集積・集約化を進める中で、所有者不明森林等も含めた利活用の促進。	改正法が円滑に運用されるよう、説明会等における制度の周知・普及や、所有者不明森林等の特例措置に係る知見・ノウハウの整理。	研修の実施、先進事例の分析・横展開、ガイドラインの普及・改善。	
	«農林水産省»					
②空き家対策の推進	・改正空家法に基づく措置等に取り組む地方公共団体への後押し。 ・空き家の流通拡大や二地域居住促進を通じた利活用拡大を官民連携により推進。	事例の収集	公表	・改正空家法に基づく措置等に取り組む地方公共団体への後押しを含む、防災性向上等に資する空き家対策の更なる推進。 ・空き家の流通促進や地方創生に資する二地域居住促進を通じた利活用拡大を官民連携により総合的に推進。		
	«国土交通省»	空き家法施行状況調査			空き家法施行状況調査	

	2024年度 «主担当府省庁等»	集中取組期間				2028年度 ~2030年度
		2025年度	2026年度	2027年度		
持続可能な土地及び水資源の利用・管理		<p>通常国会</p> <p>改正マンション関係法の施行準備、周知・普及【施行日：公布日から2年以内】。</p> <p>改正マンション関係法（2025年11月28日、2026年4月1日施行部分）を踏まえたマンションの管理適正化と再生円滑化の推進。</p>	<p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p>		<p>通常国会</p>	
	<p>③マンションの管理適正化と再生円滑化の推進</p> <p>2025年通常国会において、改正マンション関係法（区分所有法、マンション管理法、マンション建替法等）が成立・公布。</p> <p>改正マンション関係法の施行準備、周知・普及【施行日：2026年4月1日等】。</p> <p>改正マンション関係法（2025年11月28日、2026年4月1日施行部分）を踏まえたマンションの管理適正化と再生円滑化の推進。</p> <p>マンションの管理適正化と再生円滑化の推進。自主的・自律的にマンションの管理・再生が進む持続的なシステム構築の検討。</p>	<p>法務省、国土交通省</p>				
	<p>④流域総合水管理の推進</p> <p>流域治水・水利用・流域環境を一体的に進める流域総合水管理を全国109の各一級水系の特性を踏まえ順次推進し、都道府県等の河川へも順次拡大。</p> <p>既存流域水循環計画の分析・策定・深化すべき分野の設定。</p> <p>モデル地区調査。</p> <p>モデル地区の情報発信。</p> <p>計画策定の「手引き」の改定。</p> <p>モデル地区の情報発信を踏まえた流域水循環計画策定・深化に係る地方公共団体等からの情報収集。</p> <p>策定状況等の評価を行い、次期水循環基本計画での取組内容を検討。</p> <p>水循環アドバイザーの派遣。</p> <p>地方公共団体等に対する流域マネジメント、地下水マネジメントの普及啓発。</p>	<p>国土交通省、内閣官房</p> <p>【流域水循環計画の策定や深化の推進】</p>				
		<p>地方公共団体等に対する流域水循環計画の策定推進。</p> <p>内閣官房</p>				





4. 地方行財政

【ポイント】

- ・人口減少による担い手不足や少子高齢化が急速に進む中にあっても、持続可能な地方行財政基盤を構築するため、地方自治体における事務処理上の課題への対応、自治体DXの推進、地方自治体の広域連携や多様な主体との連携・協働、財政マネジメントの強化等に取り組むことが重要。
- ・自治体DXについては、住民と行政との接点（フロントヤード）と内部事務（バックヤード）の一体的な改革を推進するとともに、それを支えるデジタル人材の確保・育成、マイナンバーカード等のデジタルインフラの整備に取り組む。
- ・地方自治体の広域連携については、地域に必要な人材を連携して確保する取組や事務の共同実施、広域的な公共施設の集約化・共同利用等に取り組む。また、地域における多様な主体が連携・協働し、生活サービスを提供しやすい環境整備を推進。
- ・財政マネジメントの強化については、人口減少に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大等の厳しい経営環境の中、水道・下水道・公立病院等の公営企業の経営改革に取り組む。

【工程の主な概要】

＜持続可能な地方行財政（総論）＞

①地方公共団体における事務処理を持続可能なものとするための自主的な取組の推進

- 各都道府県における地方公共団体の事務処理上の課題への対応方策についての検討に対し、伴走支援を実施。

②地方公共団体の検討状況を踏まえた制度の見直し

- 地方公共団体の検討状況を踏まえ、制度上対応すべきものについて、関係省庁と連携して、国・都道府県・市町村の役割分担の変更も含め、制度の見直しを検討。

＜自治体DXの推進＞

①フロントヤード改革とバックヤード改革の一体的な推進

○総合的なフロントヤード改革の推進

- 人口規模別等の先進モデルを創出するとともに、円滑なデジタル実装が可能となるような手順書の作成を通じ、横展開を推進。
改革のプロセス・効果等を普及啓発し、地方自治体の自主的な改革を促進。

○基幹業務システムの統一・標準化

- 標準化対象事務である20業務の基幹業務システムの標準準拠システムへの移行支援に係る取組等。

②デジタル人材の確保・育成、都道府県と市町村が連携した推進体制の構築

- 都道府県と市町村が連携したDX推進体制について、2025年度中にすべての都道府県において構築できるよう、伴走支援。

③利活用シーンの拡大をはじめとするマイナンバーカードの利便性、機能向上

○給付支援サービス

- 検証結果や状況、利用者からの御意見を踏まえ、サービスの機能拡張や運用を実施。

○マイナンバーカードを活用した救急業務の円滑化

- 2025年度に全国的に実施した実証事業を踏まえ、2026年度以降も、全国どの救急車でもマイナ救急が実施できる環境整備を引き続き推進し、救急業務の円滑化を図る。

＜地方自治体の広域連携及び多様な主体との連携・協働＞

○関係省庁や地方自治体との連携による事務の共同実施、複数団体による広域的な公共施設の集約化・共同利用

- 関係省庁の協力のもと新しい連携の分野や方法等による地方自治体間の広域連携のモデルの構築・横展開を図る。
- 複数団体による広域的な集約化・共同利用等を進めるため、先進事例の横展開や地方自治体に対する助言等を実施。

○地域の多様な主体との連携・協働

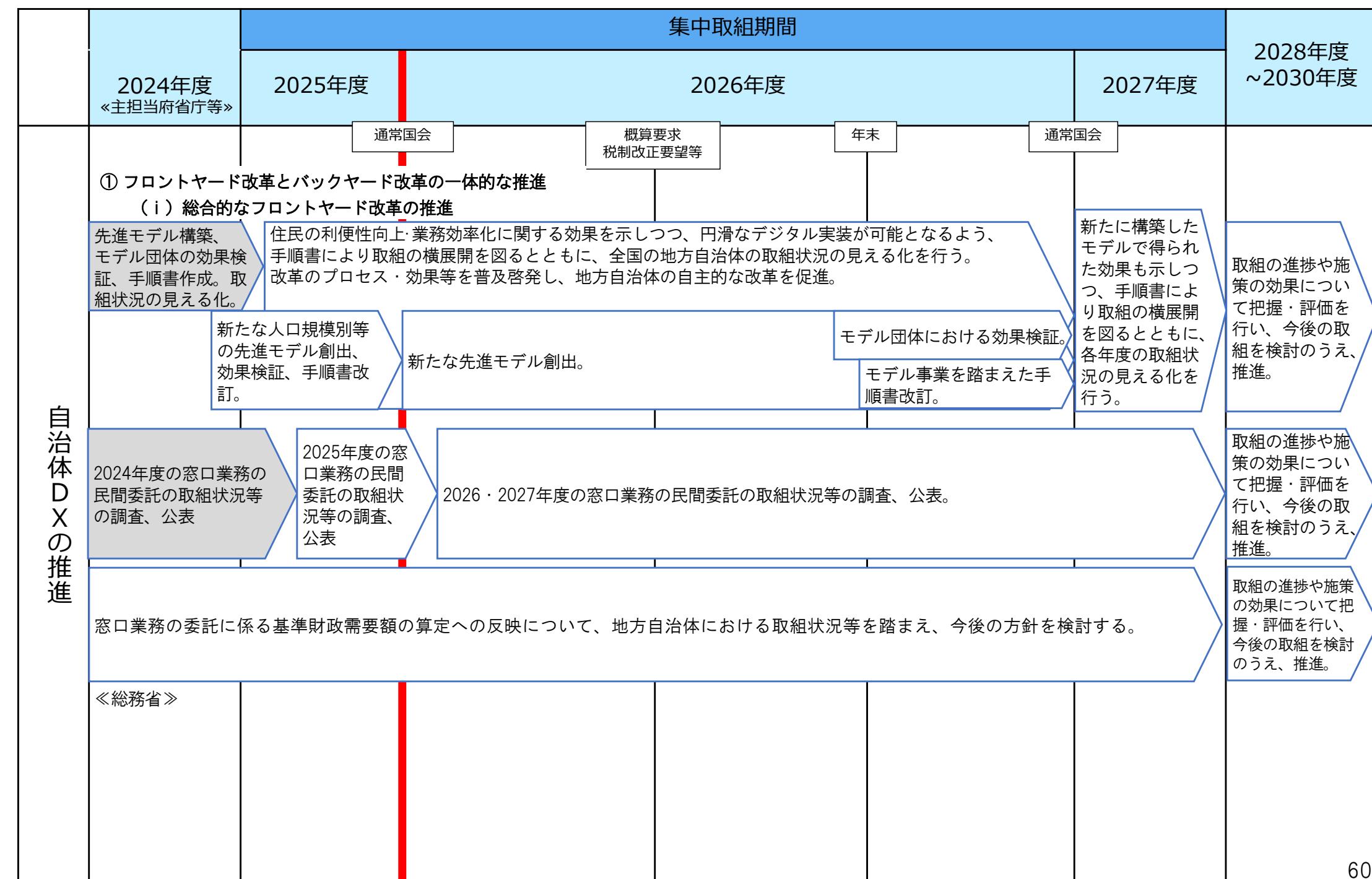
- 「指定地域共同活動団体」制度の円滑な導入・運用に向け、先行事例等の把握を通じた調査研究や周知・啓発を実施。

＜地方自治体の財政マネジメントの強化＞

○地方公営企業（水道・下水道・公立病院等）の経営改革

- 水道・下水道について、広域連携、デジタル化、民間知見の取込み等、持続的経営を確保するための取組を推進。
- 公立病院について、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、経営強化を推進。

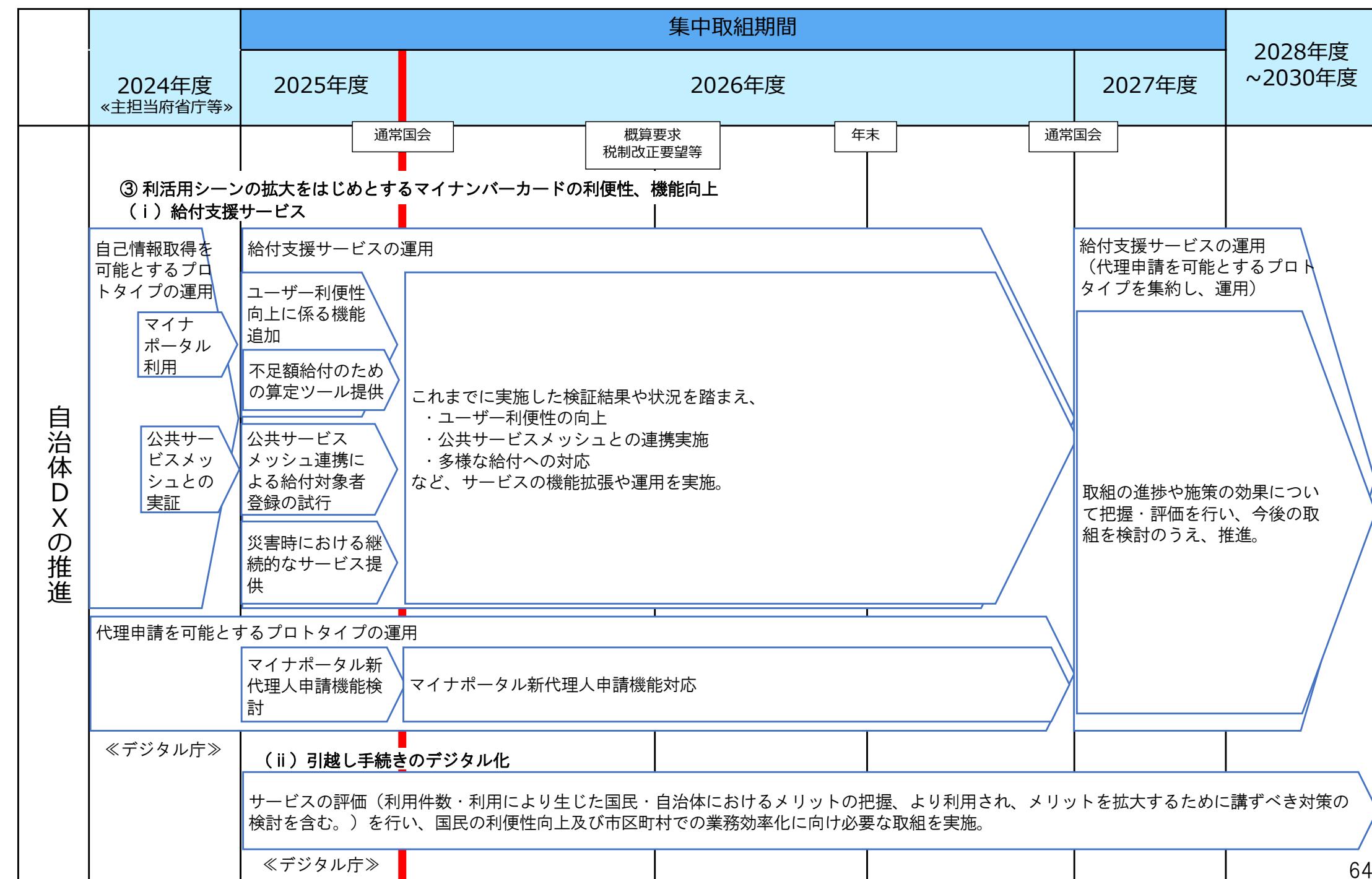
	2024年度 «主担当府省庁等»	集中取組期間				2028年度 ~2030年度
		2025年度	2026年度	2027年度		
持続可能な地方行財政(総論)		<p>通常国会</p> <p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p> <p>①地方公共団体における事務処理を持続可能なものとするための自主的な取組(現行制度上可能なもの)の推進</p> <p>各都道府県における地方公共団体の事務処理上の課題への対応方策についての検討に対し、伴走支援を実施。</p> <p>説明会の開催等により、各都道府県における検討の枠組みづくりを支援。</p> <p>具体的な対応方策について一定の選択肢を提示するなど、関係省庁と連携して、地方公共団体における検討の取組を推進。</p> <p>②地方公共団体の検討状況を踏まえた制度の見直し</p> <p>地方公共団体の検討状況を踏まえ、制度上対応すべきものについて、関係省庁と連携して、国・都道府県・市町村の役割分担の変更も含め、制度の見直しを検討。 (地方分権改革に関する提案募集を通じた取組等)</p> <p>《総務省》</p>				取組の進捗や施策の効果について把握・評価を行い、今後の取組を検討のうえ、推進。



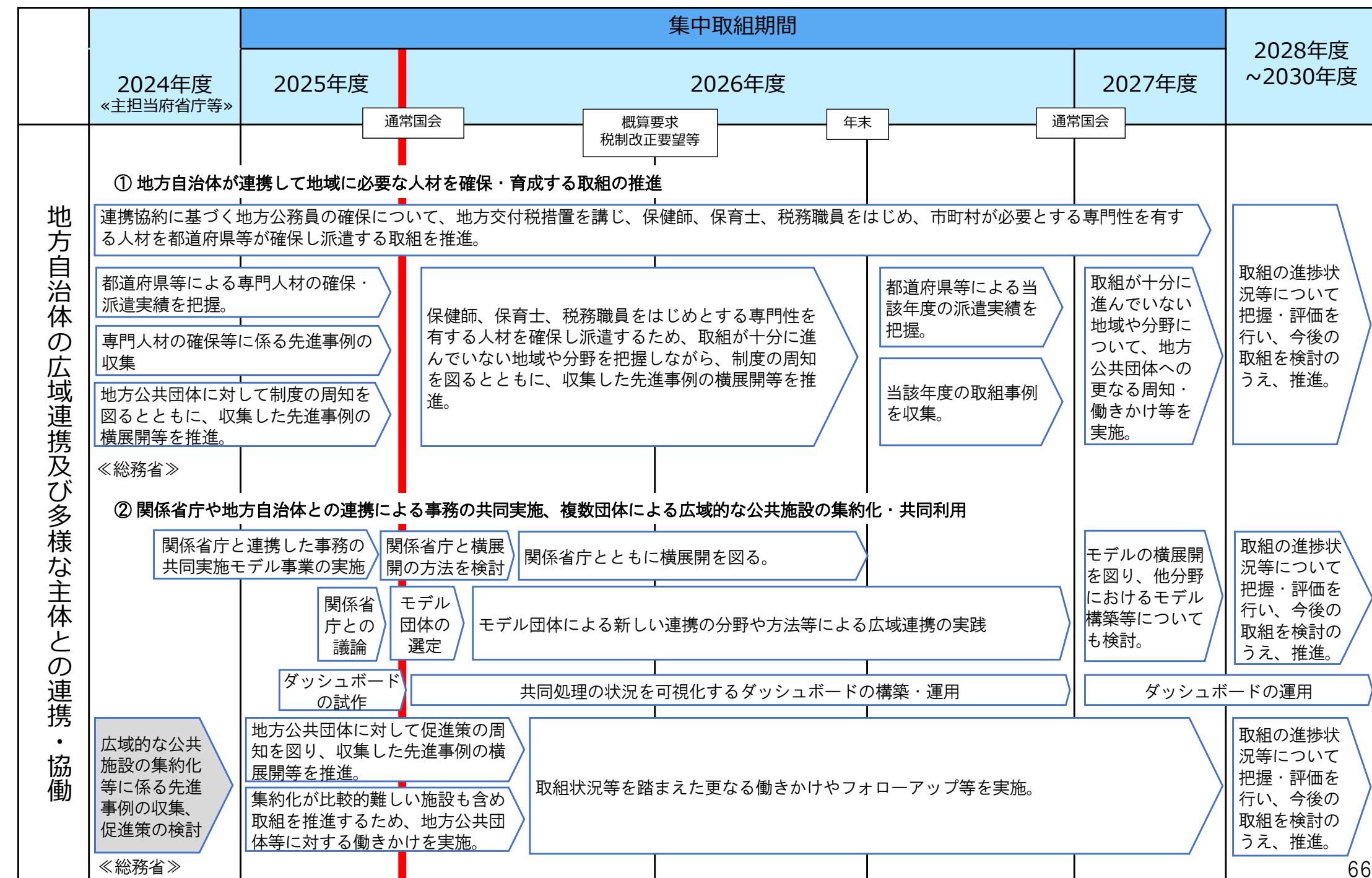
	2024年度 «主担当府省庁等»	集中取組期間				2028年度 ~2030年度
		2025年度	2026年度	2027年度		
		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会	
自治体DXの推進	(ii) 窓口DXaaSの提供や窓口BPRの推進	住民サービスの向上と窓口業務の効率化を実現する「書かないワンストップ窓口」の全都道府県下の市町村への展開を推進するため、ガバメントクラウド上での「窓口DXaaS」の提供や「窓口BPRアドバイザー」の派遣や育成を通じて、窓口改革の根幹であるバックヤード改革や推進体制づくりを含む優良事例の横展開に取り組む。	2026年度以降の 窓口BPRアドバイ ザー派遣・育成 事業の在り方に ついて検討。			取組の進捗や施策の効果について 把握・評価を行い、今後の取組を 検討のうえ、推進。
	《デジタル庁》					

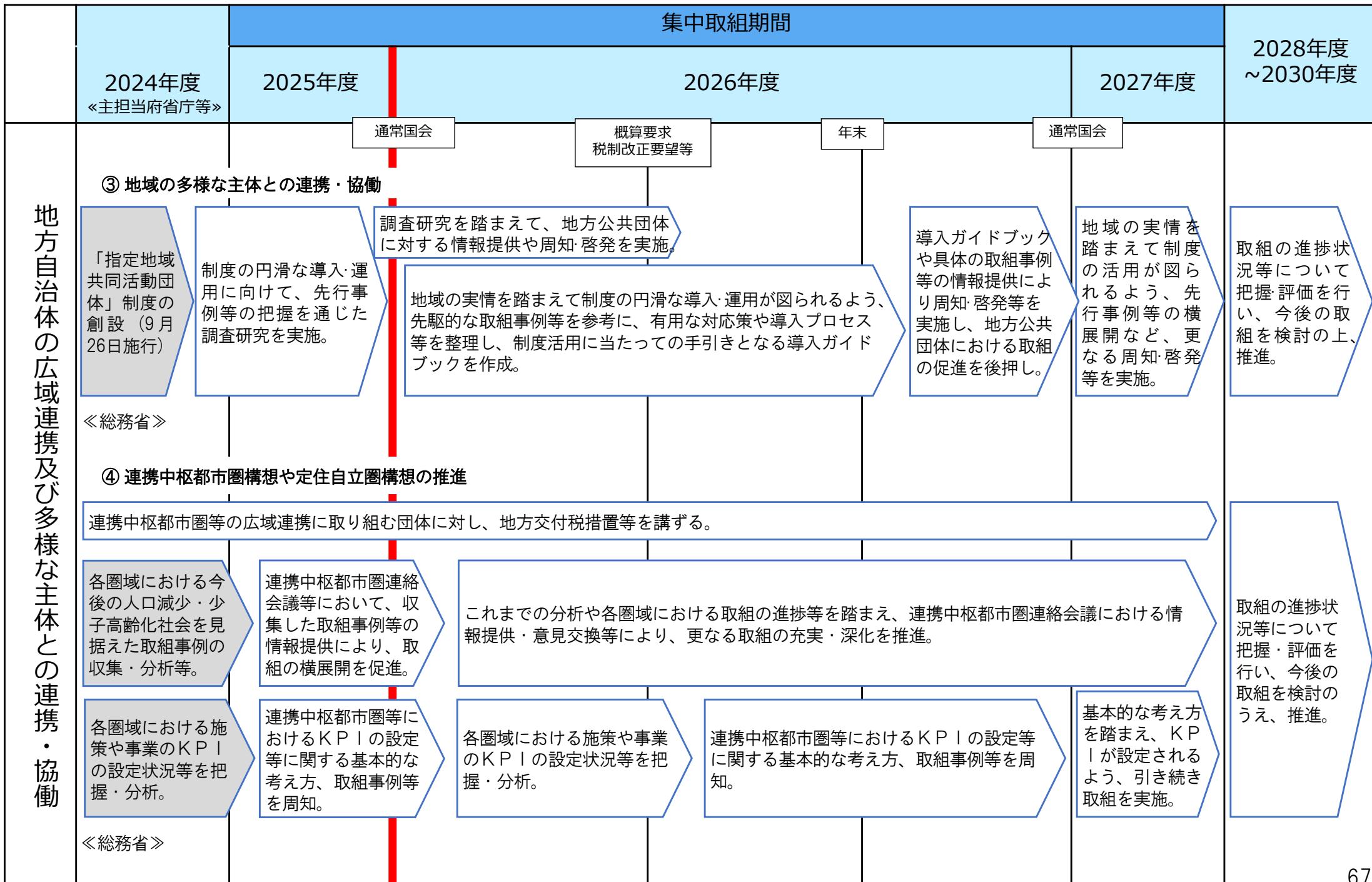
	2024年度 «主担当府省庁等»	集中取組期間				2028年度 ~2030年度
		2025年度	2026年度	2027年度		
自治体DXの推進	① フロントヤード改革とバックヤード改革の一体的な推進 (iii) 基幹業務システムの統一・標準化	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会	
	標準化対象事務である20業務の基幹業務システムの標準準拠システムへの移行について、地方公共団体・事業者の状況を丁寧に把握し円滑かつ安全な移行を支援。					
	移行後のシステム運用経費に係る総合的な対策に基づく取組を進める。					
	デジタル庁・制度所管省庁において、制度改正等に応じて適宜、標準仕様書の見直し。					
	デジタル庁は標準準拠システム等がガバメントクラウドを利用できるよう整備。					
	«デジタル庁» (iv) AI・RPAの利活用					
	AI・RPAの利用について、自治体における業務の見直しにあわせて、導入ガイドブックの活用や導入に対する財政措置による先進事例の横展開や、外部人材による支援等により自治体の実装を支援する。					
	従来進めてきたAIおよびRPAの導入について、更なる利用の拡大に向けた取組を進めるため、引き続き自治体へ導入ガイドブックの周知を図る。					
	«総務省» (v) 公金納付へのeLTAX活用					
	地方自治法の一部改正	関係政省令の改正	その他所要の施行準備	2026年9月から、eLTAXを活用した公金収納を開始。		
	«総務省»					

	2024年度 «主担当府省庁等»	集中取組期間				2028年度 ~2030年度
		2025年度	2026年度	2027年度		
自治体 DXの推進	<p>② デジタル人材の確保・育成、都道府県と市町村が連携した推進体制の構築</p> <p>「DXアドバイザー」の派遣、関係団体と連携した地方自治体向け研修の充実、多様な好事例の横展開等による伴走支援を実施。</p> <p>デジタル人材確保・育成のための「ガイドブック」を策定。</p> <p>都道府県・市町村の意見を踏まえながら適宜見直し。</p> <p>都道府県と市町村が連携したDX推進体制について、2025年度中にすべての都道府県において構築。</p> <p>DX推進リーダー育成、市町村によるCIO補佐官任用等に要する経費について、地方財政措置を講ずる。</p> <p>《総務省》</p>	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会	取組の進捗や施策の効果について把握・評価を行い、今後の取組を検討のうえ、推進。



	2024年度 «主担当府省庁等»	集中取組期間				2028年度 ~2030年度
		2025年度	2026年度	2027年度		
自治体DXの推進	<p>(iii) マイナンバーカードを活用した救急業務の円滑化</p> <p>67消防本部660 救急隊による実証事業、システム構築を実施。</p> <p>全国720消防本部 5,334救急隊による 救急隊専用システムを活用した実証事業を実施。</p> <p>《総務省》</p>	<p>通常国会</p>	<p>概算要求 税制改正要望等</p>	<p>年末</p>	<p>通常国会</p>	





	2024年度 «主担当府省庁等»	集中取組期間					2028年度 ~2030年度
		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度 ~2030年度		
地方自治体の財政マネジメントの強化	① 財政状況の「見える化」	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会		
	地方財政計画上の各歳入・歳出項目(給与関係経費や一般行政経費等)と決算との差額及び対応関係について、より分かりやすくなるよう工夫した上で見える化に取り組む。						
	地方単独事業(ソフト)について、全ての歳出区分を回答対象とする調査を実施し、法令との関係を含め、決算情報の「見える化」を推進。						
	各年度の決算について、地方公共団体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針に関し、統一的な様式での公表・一覧化により「見える化」を推進。						取組の進捗や施策の効果について把握・評価を行い、今後の取組を検討のうえ、推進。
	住民一人当たり行政コストやストック情報等について、直近の決算統計データ等を用いて更新・公表を行い、「見える化」を推進。						
	地方公共団体における財務書類の作成・更新について決算年度の翌年度までに完了するため、作成・更新が遅れている団体に対しては継続してフォローアップを実施。		地方公共団体における財務書類の作成・更新の早期化を実現するために、取組の進捗や施策の効果について把握・評価を行い、今後の取組を検討の上、推進。				
	統一的な基準による地方公会計について、経年・団体間比較が可能な形で「見える化」を推進。		統一的な基準による地方公会計について、取組の進捗や施策の効果について把握・評価を行い、引き続き経年・団体間比較が可能な形で「見える化」を推進する。				取組の進捗や施策の効果について把握・評価を行い、今後の取組を検討のうえ、推進。
			標準化された基本項目を記載した固定資産台帳のデジタル化や、固定資産台帳のデータと個別の施設とをコードの設定により紐付けて公共施設等の適正管理に活かす取組などの促進を図り、資産管理向上や予算編成に活用している取組事例の共有に取り組む。				
		2024年度に改訂した統一的な基準を踏まえた財務書類及び固定資産台帳の整備を推進。					
	《総務省》						

	2024年度 «主担当府省庁等»	集中取組期間				2028年度 ~2030年度
		2025年度	2026年度	2027年度		
地方自治体の財政マネジメントの強化	<p>② 地方公営企業（水道・下水道・公立病院等）等の経営改革 (i) 公営企業の業務効率化と抜本的な改革等の推進</p> <p>事業廃止、民営化・民間譲渡、広域化等及び民間活用といった抜本的な改革を推進。</p> <p>経営戦略を策定済の事業について、今後の人口減少等を加味した料金収入の反映やストックマネジメント等の取組の充実により、中長期の収支見通し等の精緻化を図り、料金改定や抜本的な改革を含め、収支均衡を図る具体的な取組の検討を行った上で改定を推進。</p> <p>9分野の経営比較分析表について、抜本的な改革の検討にも資するよう、一覧して容易に閲覧できる形で公表するなど、各地方公共団体における活用による「見える化」を推進。</p> <p>経営戦略の改定や公営企業会計の適用、公立病院の経営強化などについて、地方公共団体に対するアドバイザー派遣による支援制度の充実を図り、公営企業の経営改革を更に推進。</p> <p>《総務省》</p> <p>(ii) 公営企業会計の適用促進</p> <p>重点事業(下水道、簡易水道事業)について、人口3万人未満の地方公共団体においても、公営企業会計の適用を一層促進。</p> <p>その他の事業(港湾整備、市場、と畜場、観光施設等)について、資産規模や更新投資の多寡などの実情や費用対効果を踏まえた、公営企業会計の適用に向けた取組を促進。</p>	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会	取組の進捗や 施策の効果について把握・ 評価を行い、 今後の取組を 検討のうえ、 推進。

	2024年度 «主担当府省庁等»	集中取組期間				2028年度 ~2030年度
		2025年度	2026年度	2027年度		
		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会	
地方自治体の財政マネジメントの強化	<p>② 地方公営企業（水道・下水道・公立病院等）等の経営改革</p> <p>(iii) 水道について、広域連携、デジタル化、民間参入の取組み等の持続的経営を確保するための取組の推進</p>	<p>持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組を推進。</p>	<p>各都道府県が策定した水道広域化推進プラン等に基づく広域化の推進の取組をフォローアップし、引き続き支援措置を講ずるとともに、各都道府県に対し、必要に応じプランを改定するよう促す。また、地域の実情に応じて施設配置のベストミックスが図られるよう、分散型システムの導入に向けた技術実証・普及展開方策の検討を行っていく。</p>	<p>都道府県に対し、更なる広域化の取組の検討を促すとともに、市町村等に対し、広域化の検討結果を経営戦略の改定に反映することを促す。</p>	<p>取組の進捗について把握・評価を行い、今後の取組を検討。</p>	<p>取組の進捗や施策の効果について把握・評価を行い、今後の取組を検討のうえ、推進。</p>
	<p>《総務省、農林水産省、国土交通省、経済産業省》</p>					

	2024年度 «主担当府省庁等»	集中取組期間				2028年度 ~2030年度
		2025年度	2026年度	2027年度		
地方自治体の財政マネジメントの強化	② 地方公営企業（水道・下水道・公立病院等）等の経営改革 (iv) 下水道について、広域連携、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会	
		人口減少等に伴うサービス需要の減少、施設の老朽化に伴う更新需要の増大などの公営企業を取り巻く厳しい経営環境や、2026年度における、汚水処理施設整備の概成を見据えながら、持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組（広域連携・分散型システムへの転換等）を推進。				
		改正下水道法等に基づく協議会の活用による広域連携に向けた検討・協議を推進。				
		各都道府県が策定した広域化・共同化計画の実施にあたっての課題を整理するとともに、各都道府県に対し、必要に応じ計画を改定するよう促す。また、本計画に基づく取組に対して支援措置を講ずることにより広域連携の取組を推進。				
		都道府県に対し、更なる広域連携の取組の検討を促すとともに、市町村等に対し、広域連携の検討結果を経営戦略の改定に反映することを促す。	取組の進捗について把握・評価を行い、今後の取組を検討。			
		先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、使用料の適正化、ＩＣＴ等デジタル技術を活用した管理、上下水道一体でのＰＰＰ／ＰＦＩの導入や広域連携を促進。				
		具体的な検討を進めている地方公共団体に対する個別支援を継続する。また、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開するとともに、ＰＰＰ／ＰＦＩ導入の成果について周知する。				
		《総務省、農林水産省、国土交通省、環境省》				
						取組の進捗や施策の効果について把握・評価を行い、今後の取組を検討のうえ、推進。

	2024年度 «主担当府省庁等»	集中取組期間				2028年度 ~2030年度
		2025年度	2026年度	2027年度		
地方自治体の財政マネジメントの強化		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会	
	② 地方公営企業（水道・下水道・公立病院等）等の経営改革 (v) 公立病院について、持続可能な地域医療提供体制を確保するための経営強化の推進					
	各公立病院が策定した「公立病院経営強化プラン」について、令和6年度の取組状況調査を実施し、集計結果等について公表。 «総務省»	「公立病院経営強化プラン」について、令和7年度以降も関係地方公共団体が点検・評価を実施し、必要に応じプランを見直すよう促す。また、本プランに基づく取組に対して支援措置を講ずることにより、持続可能な地域医療提供体制を確保するための経営強化の取組を推進。				取組の進捗や 施策の効果について把握・ 評価を行い、 今後の取組を 検討のうえ、 推進。
	(vi) 第三セクター等について経営健全化の方針に基づく取組を推進 財政的リスクの高い第三セクター等と関係を有する地方公共団体における経営健全化の方針の策定状況を調査し、未策定の地方公共団体に対して策定を促す。 «総務省»	経営健全化の方針に沿った取組状況を毎年度把握・公表することにより、地方公共団体による第三セクター等の経営健全化を推進。				取組の進捗や 施策の効果について把握・ 評価を行い、 今後の取組を 検討のうえ、 推進。